

平成30年

福祉文教委員会

3月8日

豊明市議会

福 祉 文 教 委 員 会 会 議 録

平成30年 3 月 8 日

午前10時00分 開会

午後 3 時46分 閉会

1. 出席委員

委員長	近 藤 千 鶴	副委員長	清 水 義 昭
委員	富 永 秀 一	委員	鵜 飼 貞 雄
委員	毛 受 明 宏	委員	早 川 直 彦
委員	近 藤 善 人		
議長	月 岡 修 一		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	石 川 晃 二	議事課長	鈴 木 美智雄
庶務担当係長	長 野 直 之	議事担当係長	水 野 美 樹

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	小 浮 正 典	副 市 長	坪 野 順 司
教 育 長	伏 屋 一 幸	健康福祉部長	藤 井 和 久
教 育 部 長	加 藤 賢 司	社会福祉課長	中 村 泰 正
高齢者福祉課長	小 川 正 寿	児童福祉課長	加 藤 育 子
指 導 福 祉 士	樋 口 桂 子	保険医療課長	浅 井 俊 一
健康推進課長	二 宮 眞由美	学校教育課長	馬 場 秀 樹
学校支援室長	下 出 修 史	生涯学習課長	高 木 安 司
図 書 館 長	糸 和 広	社会福祉課長補佐	岡 田 恵 子
高齢者福祉課長補佐	松 本 小 牧	高齢者福祉課長補佐	水 野 好 枝
児童福祉課長補佐	深 草 広 治	児童福祉課長補佐	近 藤 有 紀子
保険医療課長補佐	伊 藤 克 代	健康推進課長補佐	川 原 静 恵
学校教育課長補佐	後 藤 明 紀	学校教育課長補佐	石 川 広
生涯学習課長補佐	青 木 由美枝	生涯学習課長補佐	稲 熊 篤 子
医療年金担当係長	野 田 勇 樹		

5. 傍聴議員

後藤 学	郷右近 修	近藤 ひろひで	蟹井 智行
宮本 英彦	ふじえ 真理子	山盛 さちえ	杉浦 光男
近藤 郁子	三浦 桂司	一色 美智子	村山 金敏

6. 傍聴者

一般傍聴者 1名

午前10時開会

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） おはようございます。定刻に御参集いただきありがとうございます。

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） おはようございます。

福祉文教委員会に付託されました議案、条例等の案件が12件、予算案件が5件の計17件でございます。慎重なる審査をどうぞよろしくお願いいたします。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ありがとうございます。

続いて、議長が御出席でありますので、挨拶をお願いいたします。

○議長（月岡修一議員） 皆さん、おはようございます。

昨日より福祉文教委員会は議案が多いので、明快な答弁をいただくためにもわかりやすい質疑をしてください。それから、理事者側の皆様も簡潔な答弁に心がけていただきますようお願いいたします。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

ここでお諮りいたします。市長並びに本日の議事に直接関係しない職員は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 御異議なしと認めます。

市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、市長並びに本日の議事に直接関係しない職員は退席願います。

（関係職員以外退席をなす）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 本日の傍聴については、申し合わせに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

（一般傍聴者1名入室）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理

して反問されますようお願いいたします。

事前に提出していただきました資料要求書についてお諮りいたします。議案第26号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正について、早川委員から保険税等の推移についての資料請求がありました。早川委員より資料請求の趣旨説明をお願いいたします。

早川委員。

○早川直彦委員 議案第26号の国民健康保険税条例の一部改正についてなんですが、2つ書いてあります。平成24年度から平成30年度当初、補正増減、補正後の国保税一般会計繰入金の推移と、あわせて、24年度から30年度当初予算、補正増減、補正後の保険給付の推移であります。

本会議場で山盛さちえ議員が質疑をしたんですが、数字で説明をして、なかなか書き取ることも難しいです。また、昨年の予算の資料の8の中でも全く同じものが出てますので、それを出していただきたいということです。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 当局において、資料は用意できますか。

浅井保険医療課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 用意できます。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） お諮りいたします。本委員会として、資料要求することに御賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 賛成全員です。当局において、速やかに資料の用意をお願いいたします。

用意はよろしいでしょうか。

それでは、事務局において配付をお願いいたします。

続いて、議案第35号 豊明市介護保険条例の一部改正について、早川委員から豊明市高齢者福祉計画策定推進委員会で配付された介護保険料算定についての資料請求がありました。早川委員より資料請求の趣旨説明をお願いいたします。

早川委員。

○早川直彦委員 第35号の介護保険条例の一部改正なんですが、これも山盛さちえ議員の本会議場で資料を配付するという答弁があったんですが、じゃ、どれを出したらいいのかというのは、当局も議案も出した後ということで出ささせていただきました。第7期の計画策定の委員会の中で配付された資料の1、それと2番目は、介護の計画の案が取れて決定となりました。若干の修正があるとのことなんですが、字句の間で。その中でも59ペー

ジから75ページの介護保険事業量の見込み、これが、今回の介護保険料の人数とか料とかの根拠が全て書いてあります。ここで説明していただけるのが一番わかりやすいのかなということで、この全部を出すということよりも、その一部分だけをということで請求いたしました。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 当局において、資料は用意できますか。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） 用意できます。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） お諮りいたします。本委員会として、資料要求することに御賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 賛成全員です。当局において、速やかに資料の用意をお願いいたします。

事務局において配付を願います。

富永委員。

○富永秀一委員 追加でお願いしたいのが、国保に関してですけど。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ただいま富永委員から、国保税のところ、議案……。

○富永秀一委員 そうですね。だから、議案26号。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 議案第26号についての資料要求がありました。趣旨説明をお願いいたします。

○富永秀一委員 以前、前回大きく改定された平成28年の改定のときに示された県内他市の保険税率等の一覧があったんですけども、それ、もしくはそれに類する、一覧して他市との比較ができるデータがありましたらお願いしたいと思います。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 当局において、資料は用意できますか。

浅井保険医療課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 前回、平成28年度の改正の段階で、県内の各医療分、後期分、介護分、合計分として、御説明の上でそれぞれの所得割、資産割、均等割、平等割という内容でランキングしたものがありませんでした。それと同様なものはお作りはしておりますので、お出しできないことはないです。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） それでいいですか。

○富永秀一委員 はい。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） お諮りいたします。本委員会として、資料要求する

ことに御賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) 賛成全員です。当局においては、審査前までに資料の用意をお願いいたします。

初めに、議案第17号 豊明市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案件につきましては、既に本会議で小川高齢者福祉課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第17号は提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

(事務局資料配付)

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) 質疑のある方は挙手願います。

早川委員。

○早川直彦委員 質問させていただきます。

表紙を見てみると、県から居宅介護支援事業所等の指定等の権限が委譲される、そういうふうには書かれていますが、居宅介護支援事業所等の等というのは、ほかにこれはどこの部分を指しているのか。また、運営に関する基準というのは何を指すのか。この辺、ちょっと説明していただけるでしょうか。

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長(小川正寿君) 居宅介護支援等の等について御回答します。

この等については、1条の中にもございます基準該当居宅介護支援、特例的に指定する居宅介護支援のものを含んでいるということで、この等についてはここに該当するということでございます。

そして、運営基準についてということでございますが、運営基準については、利用者申し込みに対するサービス提供の内容ですとか手続の説明の同意、提供の拒否、禁止、サービスの提供困難時の対応、受給資格等の確認、そういった細かな項目がございます。そして、運営規定等勤務体制の確保、そういったものを含めて運営基準となっております。

以上です。

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 それを補完するものが、例えば第4条の第1項、第2項から続いていくんじゃないかなと思うんですが、例えば4条の第2項に関しては、総合的かつ効果的に提供されているかを確認することと書かれているんですが、これ、権限移譲した場合は市が責任を持って管理しろというか、そういう部分でしなきゃいけないということなんじゃないか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） 基本的に、事業所に求められる要件として一般事項を定めておりますが、これが遵守されているかどうかは監査等で市が見ていくということになります。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 第6条の記録の整備なんですが、これ、5年間というふうに設定した根拠だけ教えてください。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） 2年間で5年間に延ばしているわけですがけれども、介護保険のサービスの請求期限というのが2年ですので2年の規定がされておるんですが、間違った請求で取り返す場合の期限が5年というふうになっておりますので、それに合わせて5年にしたものでございます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 先ほどの続きで、第4条の3項の、こちらも不当に偏することのないよう公正中立に行わなければならないと書いてあります。例えば、先ほどの一番最初の答弁の中でいろんな運営に関することが決まっていると思うんですが、例えば過剰なサービスじゃないのとか、そういう疑問がもし出てきた場合など、これは先ほども答弁ありましたが、市が指導、監督、これもちゃんと責任を持ってやらなきゃいけないということなんじゃないか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） 介護サービスの適正化というのは、保険者に求められ

ている機能だと思っております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 もう一つ聞かせてください。

第4条の第4項、ここは努力義務になっています。努めなければならないと。この件につきましては、どのように事業者さんに協力というか、努力を求めるんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） 介護保険については、今回の省令の改正にもございますが、共生型サービスというようなことも創設がされている状況でございます。そういった意味からもいろんな事業者と連携をし、適正なサービスをするということが求められているということでございます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 県がやっていたものが、市に責任が、監督しなきゃいけないという重い責任がつくわけなんです。これが県から市に移譲されることによって、例えば事務量がふえるとか、職員の監査がふえるとか、何か事務量的に大きくふえる部分があるんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） 指導監査というのが市のほうでやるということになってまいりますので、それについては事務負担がふえるということでございます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 関連してなんですが、どれぐらいの時間数という、事業所がわかっているとしますので、どれぐらい時間的にふえるというのは試算しているんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） 更新期限が6年ございますので、その間に指導監査を

やるということでございますので、まだ時間数までの試算はしておりませんが、計画的にやっていく必要があるというふうには考えております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 第4条の4項なんですけども、2行目のところで市町村とあるわけですけど、これは市でいいのではないかなという感じがしたんですけど、要するに、実は、今度の、その次の21号のところでもやっぱり市町村という表現があって、前回のを見ると市になっているので。ということは、ここ、県から来たので市町村、県では少なくとも市町村という表現でいいわけですけど、市になったときに、これを、町村を入れる意味が果たしてあるのかという感じがするんですが、それは検討した上で残されたんでしょうか。それともそのままなんですか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） 介護保険については、市域を越えることがあるというふうに認識しております。ですから、以前は市という意識が強かったんだろうとは思いますが、その周辺も含めて、場合によっては県外もということもございますので、市町村という形で規定させていただきました。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第17号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第21号 豊明市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部改正についてを議題とします。

本案件につきましては、既に本会議で小川高齢者福祉課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は、提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

早川委員。

○早川直彦委員 先ほどの17号に準じてのものだと思うんですが、同じように確認させてください。

第4条の第1項の自立した日常生活を営むことができること、第4条の第2項の総合的かつ効率的に提供されているか確認すること。先ほどと同じく市が責任を持って指導、監督をしていくのか。また、第4条の3項の不当に、これも偏することのないよう中立公平というふうに、同じように文章で書かれておりますが、責任を持って市が指導、監督をするということによろしいでしょうか。再度確認をします。

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長(小川正寿君) 居宅介護支援事業所と同様で、市が責任を持って管理していくというものでございます。

以上です。

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 また先ほどと同じだと思うんですが、第4条の第4項、これもまた同じく努力義務となっておるんですが、先ほどと同じように、各事業者に責任を持って指導、助言、監督する、協力してもらうということで間違いないでしょうか。

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長(小川正寿君) 間違いございません。

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 先ほどと同じになるんですが、6条の記録の整備も同じでよろしいでしょうか。

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） 同様に間違いございません。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第21号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第26号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

初めに、御用意いただきました資料の説明をお願いします。

浅井保険医療課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） それでは、お手元にお配りさせていただいたものが、平成29年度の県内の各市のそれぞれの税率を記載させていただいたもので、順位としましては、所得割なり、資産割なりの部分の順位がそのまま振ってあるという形になっております。最下段がその平均値をとってあるという形になっております。豊明市の部分については、少し網掛けのような形で示してあるというところでございます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） もう一つの資料のほうをお願いします。

○保険医療課長（浅井俊一君） 済みません。もう一つ、早川議員から請求がありました部分につきましては、中段ぐらいまでありますけれども、国保税、それから一般会計繰入金の推移ということで、24年度から、囲みの中の一番上が保険税、それから下が一般会計の繰入金で、その他という法定外の部分とそれ以外の部分で、それぞれの当初予算、補正の増減、それから補正額という形でお示しをしているものがあります。

29年度につきましては、今回の提案させていただいてる補正の金額を表示させていただいてると。30年度につきましては、当初予算の部分だけ表示をしております。

それから、一番下の段につきましては保険給付の部分、これも同様に、平成24年度から当初予算、補正増減、それから補正後という形で表示をしております、下の段に行きま

して、平成29年度については今回上程させていただいています補正の額を、それから、30年度につきましては、同じく当初予算額を表記してあるというものでございます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 本案件につきましては、既に本会議で浅井保険医療課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号は、提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

富永委員。

○富永秀一委員 以前の平成28年度の改定の際には、8割ぐらいの世帯で高くなるというような説明がたしかあったと思いますが、今回は下がる世帯というのはあるのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅井保険医療課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 前回ほど下がる世帯はふえない形にはなると思います。どうしても資産割を減らす分というのが前回よりも少ない形になっておりますので、その分だけ減るといふ世帯は減るはずになりますけれども、具体的にちょっと調査してるわけではありませんが、必ずしも全部がふえるというわけではなくて、中には減る世帯もやはりありますので、こちらは確認しております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 そうすると、ほぼ引き上げと考えていいということですね、表現としては。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅井保険医療課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 今回は、前回引き上がる要素としましては、介護保険分の所得割を少し上げたという部分が非常に大きかったというところになります。その部分については今回圧縮をしてありまして、逆に全般に広がるような医療分、それから後期分について所得割を少し上げてるといふ部分がありますので、前回よりも広目に影響するよ

うな形になるかと思えます。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 まず、資料1をちょっとお聞きしたいんですが、国保に加入している方の中で7割、5割、2割の軽減をされてる方がいるわけですが、7割、5割、2割、この保険に加入してる方の中での今の現状の割合というのは何%ぐらいなんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅井保険医療課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 世帯での計算になりますけれども、全体の四十一、二%ぐらいのところであるかと思えます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 基本的に、国民健康保険に加入されてる方というのは、マスコミなんかで言われるのが、非正規の方と退職の方が非常に多いというふうに言われているんですが、当市の場合の特徴はどのようになっているのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅井保険医療課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 基本的には、7割方ぐらいが65歳以上の方が属しているというところで、先ほど議員おっしゃられました、退職されたという方ももちろん、あと、もともと勤めでないような方についてというのがその残りの部分になるかと思えます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 これ、条例が改正されれば、県から市へ医療機関に支払いする分、多分44億7,000万円が県から市に入り、その市のうち44億6,000万円を市が医療機関に支払うということでもまず間違いないのか。

それと、逆に、市が県に払うほうというのは、本来なら20億支払わなきゃいけないんですが、国が激変緩和措置ということで約19億を30年で支払うという形になって、その19億の内訳というのは、保険税として30年度徴収する予定の13億で、法定繰り入れが3億5,000万。一般会計からの繰り入れが4億円ということでおおむね間違いないんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅井保険医療課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 考え方としまして、1つ、最初におっしゃられた部分の、県が支払うものを市がかわりに払うような形のイメージなんですけど、基本的にはそのとおりなんですけども、実質的には市に直接請求があつて、それを県が後から補填するというようなイメージであります。それ以外の部分はおおむね正しいと思います。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 今、国保税の引き上げによって、たしか4,000万だと思ったんですが、それだけふえるということで間違いないでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅井保険医療課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 予算上、見ていただくとわかるんですが、基本的に人が減っておりますので、予算上では減少している形にはなっております。ただ、同じ人数としまして、ちょうど1万4,600人ぐらいを想定しておりますけれども、その状態で、これは今現状です、現状の想定でいきますと、今回の改定により4,000万ぐらいふえるという形の解釈で間違いないと思います。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 今回、資産割を減らすということが明確になっているわけですけど、その分がどこに行ってるかなということで、事前に配られた説明資料でいうと、一番下の合計のところ、前回、現行と今回の改正案とでの上がり方で何%上がったかなという計算をしてみたんですけど、そうすると、所得割が6%上がっていて、資産割が33.6%減っていて、均等割が14.3%上がっていて、平等割が4.8%上がっているという形で、資産割が減った分を、所得割はそれほどでもなくて、均等割が非常に上がっているというようなバランスになっているなというふうに感じました。資産割は確かに不平等な面もあるということで減らしていくということは理解できるわけです。実際、他市を見ても資産割をゼロにしているところも、配っていただいた資料を見てもわかるわけですけど、それはいいとして、その分を所得割のほうに重く振り向けて、応益分は上げないと、いわゆる均等割、平等割は上げないという考え方もとれるとは思いますが、以前の改定するときにも指摘しましたように、引き上げが直撃するのは、まさに資産を持たずに子どもが多い子育て世

代だということですよ。

今回の説明資料でいうと、モデルが4つあって、そのうちの2つ目のモデルのところは非常に高く上がっていると、率にして8.3%上がっていて、額で2万8,950円と、いわゆる子育て世代で資産を持ってないという世帯に対して非常に大幅増になっているということですけど、その割り振り方として、人口増を目指している本市としてこれでいいんだろかという感じを持つんですけど、どういう考え方から今回のバランスになっているんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅井保険医療課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） まず、今回、割り振りさせていただいた上では、従前から応益・応能割というような配分のこといろいろ話をされてるところであります。

今回は、従前の応益・応能割というのが現状でいきますと60対40、所得、払える能力のほうはかなり高目になってるという形になっております。今回、県が示しているようなものについては、最終的に、愛知県の場合でいきますと、55対45ぐらいの形になります。それを目指すような意味合いもあります。もともと資産割については、応能割、払う能力に対して係る部分というところでもありますので、もちろん今回そちらのほうにも振ってあります。全体で0.5%所得割がふえるということは、実はかなり影響が大きいという部分であります。その部分からいきますと、今回は比較的両方に平等に振ってるものに近いんですけども、やはり応益のほう、少し固定部分、均等割とか平等割の部分を少し上げないとそちらの割合には近づいてまいりませんので、少しそういうような意図もありまして、若干そちらのほうに乗せているという部分はございます。

それから、あと、政策的な部分としては、今回、国民健康保険の関係なんですけども、実際、子育て世代の国民健康保険の加入率というのは2割もいかないぐらいになっております。全体としましては大きな影響が出るとは考えておりません。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 今回変えることによって、先ほどの説明で60対40ぐらいの応能と応益の割合だというのが、今回改定をするとどのぐらいの比率になる感じですか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅井保険医療課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 医療分、後期分、介護分、それぞればらばらでこれを出

すものですので、ちょっとばらばらで御説明させていただきますと、医療分でいきますと、応能が現状が60.6%ぐらい、それから応益のほうが39.4%、足して100%になりますが、そちらのほうで、今回改定しますと、応能が58.1、それから、応益のほうが41.8%、少し改善するという形。

それから、後期高齢者医療の分につきましては、現状が63.8%が応能割、それから応益割のほうで36.2%、ちょっと、かなり偏重が激しいところになっております。そちらのほうで61.1%対38.9%というような形に、こちらでも少し改善するという形になります。

それから、介護分につきましては、現在が57.1対42.9%というところが56.5%対43.5%という形になります。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 資産割なんですけども、医療分、後期分、介護分と合わせて10%下がるわけですね。これの影響額と世帯数がわかればお願いします。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅井保険医療課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 影響額は、現在の調定でいきますと4,000万円強ぐらいになります。それからあと、ちょっと、今、世帯数がすぐに出てきませんけれども、全体の割合からいきますと46%ぐらいの世帯という形になります。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。関連ですか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 その46%というのは、先ほどの1万4,600人、あるいは、これは人数ですか。

（人数ですの声あり）

○近藤善人委員 世帯数だと……。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 世帯数。いいですか。

○近藤善人委員 なければいいです。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） いいですか、答弁は。

○近藤善人委員 いいです。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 先ほどの続きで聞かせてください。

30年度の当初予算の概要を確認すると、地方消費税交付金充当額、これ、6,300万円あります。また、今までも国や県から当市に補助が繰入金という形で、例えば保険基盤安定繰入金なんかそうだと思うんですが、直接改定されても市を支援する繰入金というのは継続するのか、あと、消費税の充当分も国保のほうに流用されていくということで間違いないんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅井保険医療課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 国の支援の全体的なパイとしましては、今回の制度改正の部分でふえてる部分がありますが、従来の部分はそのまま維持をされるという形になります。

それから、先ほどの消費税3%分というのは、先ほどちょっと委員おっしゃいましたけども、保険基盤安定の繰入金のうちの支援分という部分、そちらの部分、上乗せを平成27年度にしておりますので、その部分としてもう既に入っているという部分であります。そこは維持されている形になっております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 この部分がよく知りたいんですが、県に支払うべき19億円を請求されるわけですね。その内訳というのはどのように考えればいいんでしょうか。県に一元化されたことで各市町村も格差があると思うんですが、また、国も県に対して、今まで各自自治体の補助があったものが国のほうに、例えば各保険組合の繰り入れとか、前期高齢者分とかいろいろな部分もありましたよね。その部分の関係とかが見えなくなってるんじゃないかなと思うんですけど、その辺のちょっと明細を教えてください。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅井保険医療課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 今回、納付金のほうを算定する上に当たりましては、まず、県のほうでももちろん計算をいたします。県全体の該当する部分の給付費を寄せたもの、そちらのほうから、本来、今まで市町村が各それぞれの給付のために受けてた国庫ですとか県費、そういったもの。それからあと、ほかの健康保険からの負担調整になりますような、先ほどおっしゃられました前期高齢者の交付金ですとか、そのあたりですね。そのあたりについては、全部県の状態です。まずそこで差し引きをさせていただくと。残った部分が

完全に負担をする部分となりますので、そちらのほうを各市町村に案分したような形になります。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 資料、ありがとうございました。

その資料の観点から見させていただくと、一般会計の繰入金は24年度、25年度、順番に見てくるとわかると思うんですが、ふえているのかといえば、やや減ってるのかなど。また、給付費の推移でいうと、給付費の伸びもどうでしょう、こう見ると、加入者も減ってるということもあるのかもしれないですけど、両方とも減ってるわけなんですけど、このような状況だと、逆に、県に一元化されたことによって、引っ張られて引き上げられたんじゃないかとも思えるんですが、そういう部分もあるのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅井保険医療課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） まず、提出させていただいた資料の関係でございます。

ここにつきましては、まず想定として頭に入れていただきたい部分があります。といいますのは、これはあくまで予算額ですので、決算を示すものでは全くありません。

例えば、給付費でいきますと、今、下がっているというお話をいただきましたけれども、一般的に確かに人が減っておる形になっています。それから、あと、どうしても不用額として、我々の見込みが少し甘い部分もございますので、そのあたりについて完全にそれを反映している部分ではないというところですね。

それから、あと、繰入金につきましては、前年度からの、先ほど不用額のような話をしましたが、繰り越してくる金額というのが年度でばらばらでありますので、ここについても少し上げ幅、下げ幅というのがやっぱりあると思います。そのあたりはありますので、そこをちょっとお含みいただいてごらんをいただきたいというところがあります。

実際に決算ベースで考えてみますと、例えば給付費でお話をさせていただきます。これも人数の増減がございますので、1人当たりという形の給付費で説明させていただきますと、例えば平成25年の決算でいきますと、1人当たり27万3,266円という金額があります。決算が終わっているところで28年度でいきますと、30万2,806円という形になります。

その間の伸び率を見てまいりますと、平成24年から25年の決算で、1人当たりの給付費というのは4.4%となっております。それから、25から26にかけては3%、27年度にかけては2.4%、28年度にかけては5.1%とふえております。このあたりで給付費がふえるという

関係ではこのような形になっているというふうにちょっとお含みをいただきたいというふうに思っております。

この資料をもとに、今回新しく納付金のほうの計算をするような形と関連を考えてみますと、今回、正直申し上げまして、計算のロジックが全く違います。従前の、繰入金だけやはりそれを減らしてかなきゃいけないという決まりが1つできましたので、そちらのほうはあるとしまして、実際、給付費の云々の部分につきましては、豊明市の伸びというわけではなくて、もともとは国全体の部分で影響してくる部分、それから県全体の部分で影響してくる部分というのが非常に大きいものでございますので、今回、豊明市の給付費云々というところよりも全体の部分というのが、やはり計算する割合としてはまずは大きいのかなというふうに思っております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 これ、非常に、1人当たりでいえば数%、3%とか、5.1%、21%ふえてるとわかるんですが、1人当たりで換算するものじゃないような気がするんですが。決算ベースで見ても総額で見ると、なかなか難しいところもあると思うんですが、20億円のところを19億円、30年度は予算上では必要だということで、この辺がどうも私が納得できない。1人当たりでいうと、ああ、ふえたからしょうがないのかなというふうな数字を言ってるようにも見えるんですね。その辺はそうじゃないというところをちょっと説明していただきたいんですが。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅井保険医療課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 本来は、もちろん全体の給付費というのはありますけれども、やはり構成している人間の数というのは非常に大切だと思います。ですので、幾ら総額がふえた、減ったという話であっても、基本的には同じ人間で割ってる形になりますので、早川委員のおっしゃってみえる部分が私にはちょっと理解ができない部分はあるんですけれども、1人当たりの金額がふえれば相対的に全体の割合ってやっぱりふえますので、そのあたりは、私、こういう形は、先ほど御説明させていただきましたけれども、その部分については正しい御説明ではないかなというふうに私は思っております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○**鶴飼貞雄委員** 若干関連しているというか、私の持論になるんですけども、先ほどの25年のときの27万3,000円で、28年のときの決算ベース30万2,000円、約3万円、この年間で上がっているということなんですけども、それはそれだけ、総額で見るとはなくて、1人、個人ベースで見ると、それを補填していかないといけないわけなので、当然ながら、国保税の収入と言ったらおかしいですけど、徴収する分を上げてかないといけない。それで、今回上がることによって、目標としているところに若干だけでも近づいているというような想定でいいんでしょうか。

○**福祉文教委員長（近藤千鶴議員）** 答弁願います。

浅井保険医療課長。

○**保険医療課長（浅井俊一君）** 従前の、例えば、今、お示ししました24から28ぐらいのイメージでいきますと、私ども豊明市の国保としてやっている部分であります。その部分については、本来1人当たりの給付費がふえていくということは、それに応じてバリアブルに、本当は保険料のほうに反映していきなさいいけない部分でありますけど、そこは少しロックしたといいますか、固定した形にやっぱりなってしまうという部分で、やっぱり繰り入れがその分だけ全体としては、国の補助金が変わるとかいう部分もありますけれども、基本的にはそこも合わせた形で改定していきなさいいけないのが1つかなというふうに思っています。

30年度以降については、それが県の全体の固まりで計算するような形にやっぱりなってしまうので、ちょっと豊明市のこの状況というのが県と大きく外れているとは思いませんけれども、その部分で少し差は出てくるかと思っておりますので、県の全体の医療費の伸びとか、そのあたりについては県の納付金のほうに、2年後ぐらいですか、参考的に変わっていく形の仕組みになっておりますので、そのあたりについては反映されていく形になるのではないかと考えております。

以上です。

○**福祉文教委員長（近藤千鶴議員）** ほかにございませんか。

早川委員。

○**早川直彦委員** もう一つ聞かせてください。

新制度では、一般会計の補填分、これは赤字扱いというふうに書いてありますが、計画的な解消ということも書かれております。30年度、4億円、おおむね不足しているということなんですけど、これは将来的にゼロにするという考え方なんでしょうか。例えば、30年度にゼロにしようと思ったら25%ぐらい上げないかなのかなというふうに単純に思ってしまうんですけど、そういうことを考えているんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅井保険医療課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 制度の考え方としては、本来あるべきところではない部分でありますので、予算で例えば計上してありますその他繰入金というものの全てがそこに赤字分というふうにはカテゴリーされませんので、その部分は一部残る部分がありますけれども、基本的には、制度の上でいきますと、本来は新しい制度になった段階ではこれは想定していないのでということ、これは前からもお話をさせていただいてはいますが、そういう想定にはなるということでございます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 最終的に法定外の繰入金、それをゼロにしていこうと思うと、この説明資料でいうと、法定外繰入金が、今、2万6,461円ですね、1人当たりだと。それと1人当たりの調定額9万1,571円、これを合計した額になる、この時点でいうと。ということを目指していくということになりますか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅井保険医療課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） そちら、今、表示させていただいている部分のその他繰入金という部分が、先ほど申し上げたとおり、その中にも、実は、本来、これは市町村で負担すべき部分、法定の部分ではないんですけども、赤字部分には含めないという部分が実は入ってて、その2万7,000円ぐらいでしたっけ、というところになりますので、ちょっと、全体でいきますと、今回、例えば当初予算で上げさせていただいている部分が3億九千何百万だと思いますが、そちらのうちの大体8,000万円ぐらいは保険事業費ですとか、福祉医療の波及分というような形で、そこは赤字分から間引くことができますので、そちらの部分を想定してという形になるかと思えます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 1つだけ聞かせてください。

医療分の平等割のところについてちょっとお聞きしたいんですけども、今回400円アップで2万700円、これが愛知県のほうの市町村の標準保険料率のほうがこれより低くなっている1万8,974円なんですけど、方針としてはふやしていく方向なんですか、医療の平等のと

ころ。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅井保険医療課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 今回、私どものほうの設定と、それから、県で示している、今回ちょっと乖離が激しいものですから余り明確に提示はしておりませんが、標準保険料率というものがあります。あと、県で出しています県全体の標準保険料率というのがあります。これ、先ほどの賦課割合の話になりますけれども、一応、県が計算してくる上では、均等割と平等割については、全体の税率ではなくて、賦課額としまして、結果的な賦課額については35対15%という形のものに今なっておりますので、そこに合わせた形というのがそれになります。

実際、今、豊明市はそこにほとんど平等割のほうは届いておるところはありますので、今回は資産割を減らしていくような部分であって、ちょっと少しバランスを考えてそこも上げておりますけども、最終的にはその平等割については余りこれから上げていく必要は多分ないだろうなというところで、均等割のほうで手当てするような形になろうかと思っております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 関連してなんですが、平等割のほうは余り変わらないと言いながらも、均等割のほうで操作していかなきゃいけないと。先ほどの赤字補填分でも控除される部分が8,000万といっても、例えば30年度の予算の中で約3億円ぐらいが赤字になるということですので、これ、7割、5割、2割の方も確実に改正後は軽減されてても引き上げになっている中で、今でも苦しい方がいるのも事実の中で、今後も将来的には赤字を減らすということは、7割、5割、2割の人にも必要な分だけは負担を強いるということ間違いなんでしょうか。それに対してデメリットが出てくるということは想定しないんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅井保険医療課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 基本的には、もちろん均等割、平等割という部分を引き上げますと、やはり所得の少ない方でも、一番大きい軽減ですと7割軽減というのがありますが、そちらがあってもやはり影響は必ず出てまいります。ただ、全体の部分からいきますと、例えば先ほど所得割のほうにも乗せる部分があって、かなり影響もするという部分あります。そちらのほうからいきますと、所得の高い方については、逆にその部分とい

うのは余り影響が出ないような形になってまいりますので、その辺のバランスも含めていきますと、全体的な底上げという形にはなろうかなというふうに思っております。

あと、これも以前からお話をしておりますが、豊明市、均等割、平等割の設定が非常に低い状態に今あるというところが、従前からお話ししているところでもありますので、その部分については、今回、県下統一という形を最終的には目指すんですけども、とりあえずは、当面は市町村単位でやるという形になっておりますが、その上では、やはり仕組みとしましては、同じような想定でいく必要がやはりあるかと思っております。豊明市だけやたら均等割、平等割が低いという設定は余りよろしくないのかなという感もありますので、そのあたりも含めて考えていきたいという形でございます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 早川委員。

○早川直彦委員 請求される30年の19億の中で、各市、各市町村の単位で激変緩和の措置、基金を積んでいるところもありますもんね。そういうことをしたりとか、市の施策としてなるべく引き上げないということもできるはずなんですけど、それに対して、そういうことをしてもペナルティーがあるんでしょうか、県のほうからとか国のほうから。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅井保険医療課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） それは、ちょっと確認なんですけど、ペナルティーがあるかというのは、今回設定する上で、例えば不足分が出るんだけども引き上げないという選択があるかということですか。

（はいの声あり）

○保険医療課長（浅井俊一君） わかりました。基本的には、ここでペナルティーがあるという話ではございませんけれども、これも事前の御説明のときにお話しさせていただいております。赤字分という形で補填するしかない形になってまいりますので、例えばほかの基金がたくさんあって、そこを今回つぎ込むというところも中にはございます。けれども、私どもとしてそういう手段としてはもうありません。あくまで一般会計から補填分を繰り入れするしか手がないという形になっておりますので、そこで、今回は当初予算を策定する上で、あと税率設定をする上では、従前の繰入金については維持するようなイメージで、ここはその段階ではまだ引き下げないでいくという形をとっております。これをまた引き上げていきますと、これから先々にその部分だけまた減らしていく分というのがやっぱりふえてまいりますので、単に先送りしただけになってしまいます。そういうような意味から、今回は引き上げという形をとらせていただいたということでございます。

ペナルティーとしては特にございません。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 県域化されることで構造的に医療費が高い市町村と低い市町村というのがありますね。それを負担の平準化がされるのではないかと期待をしていたんですけれども、どうも県の考え方としてはそれをとっていないような印象ですが、そうですか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅井保険医療課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 今回、最終的には平準化するという事は、例えば県下同一の保険料とかという方向に向かうんだと思いますが、とりあえず愛知県についてはそういう方向ではないというところで、現状、そういう形でなければ、所得水準、それから医療費水準に応じて納付金の額を決めるという形になっておりますので、愛知県としては今回はそのようなスタンスで当面。今、提示されております国保の運営方針というものがあります。そちらのほうについては3年間になります、その段階については基本的にはそういう方向で書かれているということでございます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 これも関連なんです、県のほうがそういう方針ということで、それに従って30年度は19億、豊明市は入れてくださいよと、県のほうにとなったと思うんですが、先ほども言いましたが、その19億円の内訳というのは、市の中では100%はわからない、県の計算式で出てきたからこれを支払いなさいということなんではないでしょうか。ある程度、これとこれとこれとこうなるというのまでつかめているのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅井保険医療課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 基本的には県の提示の金額になります。ただ、医療費の総額とかにつきましてはもちろん表示がされておりますので、あと、国庫の部分ですとか、今まで県から市に来てたような県費の部分ですね。その部分については、基本的には、明確に金額が出ているわけではないんですけれども、ただ、従前の枠組みとしては決まっておりますし、あと、県の計算する上では一律のシステムを全県で使っておりますが、そちらのほうを使って計算をしている部分でありますので、そのあたりについては的確に多分

表現されているのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 例えば、医療の給付費が年内でも予想より多いとか少ないとか、今までは補正増をしてきたもので、最終的に減する場合もあるんですが、微妙に予算計上と実際が例えば予想より低かったという場合は、19億に若干の修正はあるということなんですか。逆に多過ぎるとか、逆に豊明市は多いから途中で上げてくださいとか、そういう部分もあるんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅井保険医療課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 今回、制度的に不安定さをなくすというのが制度の目標としてはそれがございますので、基本的に私どもとしては、今回算定されております納付金のほうを支払うことによって、来年度、30年度、我々が支出する該当する給付の部分については、基本的には全て補填されるというイメージでおりますので、そこがふえたからといって私どものほうの納付金がふえるという形の仕組みにはなっておりません。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 早川委員。

○早川直彦委員 30年度はそうかもしれませんが、その翌年に影響を受けるということで間違いないんでしょうか。もしふえれば、19億円だったのが19億5,000万とか、前年比によって変わるということなんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅井保険医療課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 計算の上では、今回ですと、28年度をベースにしたもので、全体の伸び率というのを考慮した上で給付費を決めておるということで、これは、国のレベルから決まっているものであります。例えば、今回、県の単位でふえるということがあって、県の単位でふえるという形でありまして、例えば30年度の部分でいきますと、32年度の納付金の算定のときにはそれがきいてくると。そこも近年の伸び率から算定されたもので計算してくる、それが全体の枠として出てきますので、それを配分するような形になると。ただ、配分する段階で市町村の医療費水準というのが出てまいります。その部分がほかの平均的な部分よりも高ければその分だけは高くなりますので、そこで32年度が算定されるというような流れになりますので。例えば、ほかの市町村よりも豊明市だけが高

かったという形になると、全体の割合でいきますと、豊明市の部分が県内ではもう少し高くなるというようなイメージになるという計算になります。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 県のほうでは、御親切に豊明の場合だとこういう割合でやると繰り入れなしでやれますよというのまで示していて、さらに、県のほうでは2方式、均等割と所得割だけのシステムを最初にまず示して、けども、県内は、この資料を見てもわかるように、4方式をとっているところが多いということもあって、暫定的に3方式だということを示すという形をとってるようなんですが、ということは、最終的にはまず3方式で県内統一の保険税のとり方というのを目指し、さらには2方式を目指していくということが規定路線というか、それで決まってるような感じなんですか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅井保険医療課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） まず、今、委員おっしゃったとおり、全体としては、多分、応益と応能という考え方で、所得の部分、それからあと、1人当たりの分という部分をまず決めておるとするのは、今の例えば後期高齢者医療でも同じ考えであります。

一般的にはまだ3方式という部分があって、平等割という世帯の部分加味されている市町村が非常に多いというところで、都市部に行きますとそれが2方式という部分があります。あと、県内でも名古屋市と東海市はそういう形のシステムをとっております。

基本、今、3方式になっている形になってまして、先ほどの4方式、3方式という話になりますと、私どもも今回提言しているのは、資産割のちょっと是非の部分で提言している部分がありますので、そこの部分の方向で多分3方式の方向に進んでいくという形があります。

県のほうで、今、3方式をとっているというところは、理由としましては、今、例えば4方式での算定をしようとするすると、全体でどうしても割る必要がありますが、資産税に対する国保税への影響の部分のデータを持ってない市町村が、今はもうやってないところが既にありますので、算定がそもそもできないというところから算定方式で今提示されるというところでありまして、このような流れで、全体としては、どういうふうに県が示すかという部分ではなくて、方向的には多分3方式、または2方式というのがあるかもしれないけど、そういう方向に流れていくものだとは思っております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 方式としては、とりあえず、まず3で、統一した取り方、金額にしていくという考え方も明確にされてるのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅井保険医療課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 今の愛知県の考え方でいきますと、もちろん制度全体の最終的な目的は統一保険料ですね。今、後期高齢者医療もそうなんですけれども、統一的な保険料を県下で取るというのが本来なんですけれども、今回それができなかったという部分。実際、それに向かってく県が多分6都道府県ぐらいあったような気がしておりますけれども、そういう方向というふうにいってるところがあります。

愛知県ができなかったという部分は、豊明市は割と医療費の高いところでありまして。あと、低いところは、山間部にいきますとなかなか医者に行けないのでかかれないというところで必然的に下がるというところもあります。そういうようなところも含めると。あと、それから、医療費水準を、豊明市のように近くに大きな病院がありますのでということと、すごく恵まれてて高くなるというところと、それでお金が高くなるという部分もあるかもしれないけれども、高い、低いというところもかなり差があるものですから、現時点ではそういう方向に向かうのは難しいという結論が今出てるというのが今回の県の運営方針のほうに書かれておりますので、将来的にはそっちの方向にももちろん制度的には向かっていく形になるんですけども、とりあえず現状は難しいという形で今の方法がとられてるということでありまして。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） まだ質疑ありますでしょうか。あと幾つ。もう一つで終わりですか。

（もうちょっと。2つ、3つ、4つぐらいの声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） まだありますか。

じゃ、お諮りいたします。ここで10分間の休憩といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 御異議なしと認め、10分間の休憩といたします。

午前 1 1 時 休 憩

午前 1 1 時 1 0 分再開

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

質疑のある方は挙手願います。

早川委員。

○早川直彦委員 本会議の質疑の中で、県の負担分ですか、19億円が高ぶれるというか高くなるというような何か表現をした覚えがあるんですが、何か一元化することでちょっとやや上振れが出てきたというような表現をされたのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅井保険医療課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 答弁の上では、上振れという言葉は余り使ってないと思うんですけども、先ほどちょっと御説明したとおり、計算する仕組みが全く変わっております。豊明市という部分の計算をすればよかったものが、今、愛知県で計算したものを案分してくるという仕組みになりますので、その部分で少なからず差が起きる場合があるというところでありまして。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 県内の中でも多分、高いところほど下がっているところもあるのかな、逆に上がっているところもあると思うんですが、その辺はどういうふうに変化してるのでしょうか、県内の中で。全体的に上がっているのか、下がっているところもあるのか、その辺を説明してください。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅井保険医療課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） これは、つい最近にちょっと県のほうから概要として示されてる資料なものですから、ちょっと信憑性がどうかというのがありますが、今回、全市町村、県内の市町村の中で引き上げると言ってるというふうに回答してるところが29市あります。それから、あと、引き下げると言うところも6団体あるというところが、今、私どもが把握しているところでありまして。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 引き下げるところは基金を積んで、それを崩すというところまで把握してるのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅井保険医療課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 明確にそこまでちょっと分析はしておりませんが、引き下げるといふところの1つ考えられる部分としては、もちろん基金を積んでいるところは恐らく引き下げないで維持する形になっていると思います。

下げるといふところはどいうところかと言いますと、もともと保険税率の設定が高いといふところで、それが納付金の計算をしてみるとそこまでいかなかったという部分があると。先ほど、繰入金するところで、この繰入金については赤字としないよという部分があるといふふうに話したんですけど、そういう部分を逆に乗せてるようなところがあるかと思っておりますので、そうすると必然的には下がるというような解釈なのかなというふうに思っております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 繰り入れを減らしていく間というのは、当然保険料は上がっていくとしても、最終的に県内統一の保険税にした場合、その直前よりも、当市の場合、構造的に医療費が高いということを考えると、統一した瞬間に下がるという可能性はありますか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅井保険医療課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） ちょっとこれはやってみないとわからないといふところはあるかもしれませんが、例えば全市町村が繰入金ほとんどゼロになっているような状態がもしもあるとすると、先ほど申し上げたとおり、医療費水準、それから所得水準によって変わるということがありますので、うちは所得水準が割と平均的なところであります。ただ、医療費水準はかなり高いところにありますので、そういう意味からいきますと、ちょっと下がるのかなというような感じは受けてますが、ちょっとこれは計算してみないとわからないといふ思いますか、そういう状態にならないとわからないとは思っています。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 観点を改めて質問しますが、本来、県の一元化によってある程度事務量が減るのかなというふうに私は思ったんですが、やってることは全然変わらず、ただお財布が県に行っただけで、やってる仕事は減らない。逆にふえているような気がするんです

が、その辺はどうなんですか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅井保険医療課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） お見込みのとおりで、決して仕事量が減るという形で考えておりません。むしろ、県に対して資格情報、それからあと、高額療養費とかの情報連携しなければいけないところの部分だけ逆に負担がふえてるというふうに私ども想定をしておりますので、それに向けて来年度の体制を考えているというところであります。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 その部分で人員をふやすとか何か考えていることがあるんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅井保険医療課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 基本的には現状の人員で何とかやりくりをしたいと思っております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 国民健康保険運営協議会がありますね、今度名前が変わる。それについて、去年の7月6日の議事録以降更新されてなかったのだからわからないんですが、恐らくこの改定に向けて開かれているだろうとは思いますが、それはいつ開かれて、賛否はどうだったのか教えてください。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅井保険医療課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 今年度、7月と、それからあと12月の末、それから1月25日だったと思います、そのあたりで開催しております。

先ほど、議事録が7月という話ですが、今、12月のものもアップができてるかと思しますので……。

（なかったですの声あり）

○保険医療課長（浅井俊一君） あっ、なかったですか。済みません。アップし忘れてるかもしれません。

そこまでは議事録が今できてまして、最後の部分の議事録を今ちょっとつくっていると

いうところの段階でありますので、一応、賛否を問う部分としましては、最後の1月の本当の納付金額が決まってからこういう形でいうところでのものが1月25日にやっておりますので、その部分については、一応幾つかの意見はもちろんございますけれども、最終的には、こちらが提示したものについて附帯意見も特になく、諮問させていただいて、答申を受けているという形になっております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

早川委員。

○早川直彦委員 議案第26号、豊明市国民健康保険条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

また本会議場で討論いたしますので、簡単に説明します。

国民健康保険、県との共同運営となりますが、県から請求される金額の明細、県が20億のところ、激変緩和ということで一律約19億ということなんですが、県のほうが試算をして豊明分ということで請求する。でも、その中の部分については、ある意味ブラックボックスなのかなというふうにも感じてしまいます。

国保の加入者、やっぱり非正規の方、退職後の方が非常に多くを占めて、その中で一般会計からの繰り入れを赤字と捉えて、赤字を削減するというふうに目標を設定することは、やっぱり過度に加入者に負担を求めることとなります。制度自体が、これ、疲弊しており、やはり国の責任で負担増にならないようにすべきと考えますので、このような観点から反対をいたします。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 非常に揺れる内容となっておりますけども、国民健康保険は50%公費負担ですが、実際には加入者の平均年齢が高い、また、医療費水準が高い、低所得者が多い、小規模保険者が多いといった問題から、保険者の財政難を支えるために国費により財政支援が行われていると。都道府県単位の広域化されたということで、その支援先は都道府県になると。そうすると、法定外繰り入れをしないで高い保険料を取っている市町村も、あるいは政策として保険料を抑えている市町村も同じように支えるのはおかしいだろうという批判があります。

一方で、広域化されることで、構造的に医療費が高い市町村と安い市町村の負担の平準化が行われることを期待していましたが、どうもそうではない。医療費が高い市町村にはその分負担させるという期待外れの運用方針になっているようです。

そうになると、医療費が構造的に高い当市において、法定外繰り入れなしで保険料を賄おうとするとかなり負担が大きくなるという問題があります。

今のような運用がされている限り、ある程度の法定外繰り入れを残していかざるを得ないのではないかなと思われまます。

ただ、しかし、今がある程度と言える水準かということ、もう少し保険料を上げないと他市町とのバランスを見てもとれないと思いますので、今回の3.3%程度の保険料引き上げに対しては賛同ができます。ただ、引き上げの方法について疑念があって、資産割を減らしていくこと自体は資産割の不公平性を考えるといいとしても、その分を引き上げる先として均等割だとか平等割、いわゆる応益分を含めることには問題があるかなと思っております。当市は人口増を目指しているのもあって、世帯人数が多いと損をする制度をとるべきではないと考えるからです。

きょうの質疑などを通して最終的にどう考えたかといいますと、最終的な姿として、県内統一にしたときに保険料が下がる可能性があるとするならば、早期にそれを目指すほうが当市としては得策ではないかなと考えましたので、賛成とします。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第26号については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 賛成多数であります。よって、議案第26号については、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第28号 豊明市文化会館条例の一部改正についてを議題とします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

高木生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木安司君） それでは、議案第28号 豊明市文化会館条例の一部改正について説明します。

この案を提出しますのは、文化会館条例の別表の表記を整理する必要があるからです。

2枚目をごらんください。

文化会館を利用する際は、ホールなどの施設使用料のほかにライトやスピーカーなどの

附属施設を使う場合には、その使用料を納めていただいております。その内容については、別表の中で定めています。

今回、2点ほど変更します。

1点目が、品名の変更です。VTRについては、当初VHSのプレーヤーを使用しておりましたが、今の段階ではDVDのプレーヤーを利用することばかりですので、今回、品名を「VTR」から「DVD」へ変更します。

もう一点は、別表の欄外の備考の文言の修正です。今年度4月から、施設の利用区分において、朝9時から12時までの午前区分の前に8時半から9時までの早朝区分を追加しています。備考の中でもその区分に合わせて、「午前」の表記から「午前（早朝含む）」に変更いたします。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第28号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第29号 豊明市体育施設条例の一部改正についてを議題とします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

高木生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木安司君） それでは、議案第29号 豊明市体育施設条例の一部改正について説明します。

この案を提出しますのは、勅使ターゲット・バードゴルフ場の使用料に専用利用の規定を追加するために必要があるからです。

2枚目をごらんください。

現在のターゲット・バードゴルフ場の使用料は、利用者1人当たり、午前、午後は170円、夜間は200円となっています。隣接のテニスコートや弓道場については専用利用ができますが、ターゲット・バード場は専用利用できません。

このたびの改正は、他の施設と同様に専用利用ができるようにするものです。

料金は、午前、午後が2,720円、夜間は3,200円、全日は8,640円になります。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 今までの個人利用のみの徴収の仕方で、それが面貸しでの徴収にも対応するという事だと思んですが、計算すると16名計算というふうになると思います。この16名の試算根拠と、あと、これが適正かということの御回答をお願いします。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

高木生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木安司君） このターゲット・バードゴルフ場は9ホールございます。1パーティー4名で回るのが基本となっております、ゆっくり回っていただくには前のホールをあける形で進めるといいということで、その中で4ホールを使用して1パーティー4名とすると16名となりますので、16人分の人間を掛けさせていただいた形で設定させていただきました。

あと、もう一つ、済みません、ちょっと聞き漏らしました。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 適正か。

○生涯学習課長（高木安司君） はい。以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 今までは個人の使用しかなかったんですが、専用にしたという要望が多かったのかどうか、また、逆に専用で取れるようになると、今まで個人でやってた方が取りにくくなるのか、その辺はどうなんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

高木生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木安司君） 今、ターゲット・バードゴルフをやられておる方は、タ

ーゲット・バードゴルフ協会に入られておられる方が多いんですが、そういう人たちが大会やなんかをやるたびに、今までは個人料金の合計で出しておったんですけど、専用したいということで要望が出ておったもんですから、今、言われたように、要望があったということで、今回設定させていただきました。

個人の利用の方については、同じ方がほとんどなもんですから問題ないと考えております。

以上でございます。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 個人の方の予約は1カ月前からできるということで、この専用利用については当日申し込むというふうにしたかなってたと思うんですけども、ホームページに載ってたんですけども、その辺はどうなってるでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

高木生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木安司君） 今、言われたように、当日に精算するという形になりまして、専用はもともと大会やなんかやられるということを考えておりますので、個人利用の前に予約は入れられるということになっておりますので、その辺の表記が悪ければ、ちょっとホームページを確認させていただいて修正したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第29号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第30号 豊明市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

加藤児童福祉課長。

○児童福祉課長（加藤育子君） それでは、議案第30号 豊明市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

この案を提出するのは、国が定める利用者負担の上限額の改正に伴い必要があるからでございます。

今回の条例改正は、国の平成30年度予算に基づき、1号認定子どもの利用者負担額のうち、年収360万円未満相当の利用者負担を軽減するものです。

内容の説明をしますので、1ページをお開きください。

別表中、1万4,100円を1万100円に改めます。

附則。

第1条として、この条例は、規則で定める日から施行するものとし、第2条では、経過措置として、改正後の豊明市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例別表の規定は、平成30年度以降の利用分に係る利用者負担額から適用し、平成29年度以前の利用分に係る利用者負担額については従前の例とします。

以上で説明を終わります。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

早川委員。

○早川直彦委員 当市に該当する園がないような気がするんですが、当市にとっては、下がるけど、そう影響はないということなんですか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

加藤児童福祉課長。

○児童福祉課長（加藤育子君） 今、おっしゃるとおり、当市には認定園等該当施設はございませんが、市外で利用している方はいらっしゃいます。ただ、今回の改正に該当する方はいらっしゃらないので、影響額はございません。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

(進行の声あり)

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第30号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第30号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第31号 とよあけファミリー・サポート・センター条例の一部改正についてを議題とします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

二宮健康推進課長。

○健康推進課長(二宮眞由美君) それでは、議案第31号 とよあけファミリー・サポート・センター条例の一部改正について説明をさせていただきます。

この案を提出するのは、平成30年4月の機構改革に伴い必要があるからでございます。

今回の条例改正は、保健センター内にあるとよあけファミリー・サポート・センターを市役所本館2階の子育て支援課の事務所内に移すものです。

内容の説明をしますので、1ページお開きください。

第2条中、西川町島原11番地14を新田町子持松1番地1に改めるものです。

附則として、この条例は平成30年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

早川委員。

○早川直彦委員 市役所の本館の2階に移動するわけですが、今のところも十分活用できるスペースがあると思うんですが、移動することによるメリットというのはあるんでしょうか。

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) 答弁願います。

二宮健康推進課長。

○健康推進課長(二宮眞由美君) 支援をする家庭に対して、ファミリー・サポート・センターの提供会員さんとすぐその日に対応しなければいけないケースが、隣にあることで情報を共有することですぐ対応ができます。確かに場所的には保健センターも広いとは考えてますが、やはりメリットのほうを拾って移動します。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 今まで広いところに移動して、かなりその部分ではお子様連れの方にとってはメリットがあるのかなと思うんですが、その辺は大丈夫なんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

二宮健康推進課長。

○健康推進課長（二宮眞由美君） サービスの提供のときにファミリー・サポート・センターを利用する方、大体一番最初の会員さんになるときは面接があります。それ以外のサービスを利用するときは電話かメールですので、それほど場所的に問題はないと思っています。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第31号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第32号 豊明市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案件につきましては、既に本会議で浅井保険医療課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号は提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

早川委員。

○早川直彦委員 今回、条例改正によって、当市にとっての影響とか、逆にメリットというのは何かあるんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅井保険医療課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 当市にとってといいますか、これは愛知県の単位の後期高齢者広域連合のところになりますので、そのこのメリットという形になります。メリットかデメリットになるかというのはわかりませんが、要は、施設のあるところに費用のかかる人が移る形になりますので、そうすると、もともと施設のあるところというのが、従来ですと負担がふえてしまいますので、その部分については負担がなくなる形になります。それが国保のころから入っている人もその効果が生まれるという形で、もともとの状態からの部分が反映される形になってますので、それぞれのところでいきますと、施設のあるなしでちょっとかかる部分がありますけれども、本来の保険負担といいますか、そういう概念に基づけば正しい形ではないかなというふうに思っております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第32号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第33号 豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案件につきましても、既に本会議で浅井保険医療課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号は提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

早川委員。

○早川直彦委員 確認させてください。

近隣市町でもやってるところとやってないところの差が若干ありましたが、これ、今回はあれですか、保健所管内で一斉にしたものなのか、豊明市が今回条例を改正したものなのか、その辺を教えてください。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅井保険医療課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） こちらは、豊明市、今までも実施してございましたけども、負担割合が半分になっておりますので、そちらのほうを全体にするもので、これは豊明市の考えでやるものであります。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 関連ですが、近隣も割合的に、全額とかまちまちなんですが、近隣に合わせて当市も変えたということによろしいのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅井保険医療課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） この精神に関する福祉医療の分につきましては、従前よりも豊明市は割と進んでいるほうではありました。今回改正する部分の精神以外の分の入院の負担につきましては、一応かなり早期からやっていた部分ではありますけれども、近年、ほかの市町村がかなりやってきている形になってまして、どちらかという、標準としましては、今、私どもは2分の1給付にしていますけども、全額給付というのが主流になってきておりますので、そのあたりを含めて今回改正するという形になります。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 私の読み取り方が悪いのかもしれないですけど、第5条1項3号なんですけど、特に参考資料のほうをごらんいただくとわかりやすいかなと思うんですけど、今までは1級または2級の精神障害者保健福祉手帳所持者について全額、自己負担額を助成していたわけですね。それが新たな条文では3級の方の半額助成となってるわけですけど、これ、1級、2級の方というのはどうなったのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅井保険医療課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 今回、対象を、まず1級、2級の方を2分の1から全額

にするというものであります。新旧対照表のほうをごらんいただきますと、5条の第2項について、2分の1という規定をまずしております。その下の第3項で、今度は1級と2級の精神の方の精神病床に限定している形になってます。

ちょっと書き方を少し変えてまして、新しいほうは第2項で全額にしていると、3級の部分は残ってしまいますので、3級の部分だけをこの第3号のほうで規定してるという形に、少し書き方が変わっている形になってはいますが、こういう形に変更しているというところですよ。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 対象となる方へのお知らせというのはどういうふうにされるんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅井保険医療課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 本来ですと、例えば証の更新の段階でお伝えするというのが普通なんですけれども、精神の方については、手帳の更新が不定期といいますか、それぞればらばらでいらっしゃるものですから、今、考えておりますのは、まず広報とホームページ等で広報することを考えてますけれども、必要に応じて個々の方への直接的なものも必要なのかなというふうにとちょっと考えております。これはちょっと検討中であります。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第33号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第34号 豊明市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案件につきましても、既に本会議で浅井保険医療課長より提案説明を受けていますの

で、直ちに質疑に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第34号は提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

富永委員。

○富永秀一委員 今回の改正の中では委員の定数については入っていないわけなんですけど、委員の定数は、要するに国保の県費化によって負担がふえる、減るといのがもしあるのであれば定数についても考えてもよかったかなと思うんですが、それは検討した上で維持ということになったんでしょうか。

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) 答弁願います。

浅井保険医療課長。

○保険医療課長(浅井俊一君) 基本的には、今、定数の変更としては考えておりません。市町村でやる部分としては変わらない内容の検討になるかと思っておりますので、従前どおりという形で考えております。

以上です。

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) ほかにございませんか。

(進行の声あり)

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

(進行の声あり)

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第34号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第34号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第35号 豊明市介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

初めに、御用意いただきました資料の説明をお願いいたします。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長(小川正寿君) それでは、資料について御説明をいたします。

初めに、資料第1のほう、第7期介護保険料についてというものをごらんください。

1枚はねていただきまして、2ページでございます。

介護保険料に係る国の制度改正による影響は3つございます。

1つ目が介護報酬の改定の影響で0.54%の引き上げ。

2は、級地区分の変更による影響で3%から6%、3%の引き上げを行うというものでございます。こちらは、給与の地域手当と同様なもので、国が級地区分を指定しているものでございまして、豊明市は3級地、15%にするということで、国のほうが決めておるものでございます。今回は経過措置がございまして、15%ではなくて3%の引き上げを行うというものでございます。

3は、平成31年10月に予定されております消費税増税の際に行う予定をしております処遇改善の影響を加味したものでございまして、平成31年10月から1.2%の引き上げ、平成32年4月からは2.4%の引き上げを行うものでございます。

3ページ以降については、それぞれの関係資料になります。4ページが報酬改定、上のほうに改定率プラス0.54%というのを見ていただけるかと思っております。こういった報酬改定の概要に基づいてプラス改定をするものでございます。

1枚はねていただきまして、級地区分のところでございますが、7ページをごらんいただきますと、すごく細かくなっておりますが、6級地の真ん中ぐらいに豊明市と日進市というところが並んでおるわけですが、7級地から6級地に引き上げたということで、括弧書きで7というのが入っております。ここに今回位置づけるというものでございまして、国が指定しているところではいいまして、3級地の15%のところは名古屋市が入っておりますが、ここまでというようなことが国のほうでは示されているものであります。

1枚はねていただきまして、8ページからは、市町村特別給付等の資料になります。

具体的な事業としては、8ページの下の方に3事業記載してございますが、正しくは4事業で、これに加えて緊急一時保護事業がございまして。

また、移送サービスについては、平成31年度からを予定しておりますので、今回の条例改正には入っておりません。

9ページは、その事業概要でございます。

1枚はねていただきまして、10ページからは保険料になっております。10ページは各段階の年額の保険料、11、12ページは基金を取り崩し、市町村特別給付のあり、なしによる保険料額を明記しておるものでございます。

続いて、資料2をごらんいただきたいと思っております。

資料第2、介護保険事業料の見込みでございます。こちらは、第7期計画の抜粋となります。

ページをめくっていただき、ページ数が飛んでおりますが、P 61ページをごらんいただきたいと思います。

月額標準額の算定手順を記載しております。1の1で、第1号被保険者の人口と要介護認定者をコーホート法や認定率から推計値を求めるということでございます。1の2で各サービスの利用人数、回数を見込み、1の3では各サービスの給付費を見込み、総費用額を見込みます。

第1号被保険者の負担割合23%、そのほか基金の取り崩しなどから第1号被保険者の負担総額を求め、第1号被保険者でそれを割り戻し、さらに12カ月で割ると月額基準額というものが求められ、今回、5,515円になったものがございます。

保険料の算定には国のシステムを利用しておりまして、高齢者人口、認定率、利用人数、給付費、保険料が自動算定をされるものがございます。これにより、先ほどの月額、今回の月額基準額5,515円を求めたもので、62ページ以降はシステムにより算定した基礎データでございます。

62ページが第1号被保険者の人口、63ページが要介護認定者数というふうになっておいて、次のページがサービス利用数、件数、1枚はねていただいて、67ページが介護保険事業費の見込みでございまして、最終的には65ページの各段階の保険料として示しているものがございます。

以上でございます。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 本案件につきましては、既に本会議で小川高齢者福祉課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第35号は提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

早川委員。

○早川直彦委員 資料の1の一番後ろの12ページの説明がなかったんですが、数字はこれで間違いはないのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） 数字は間違いございませんが、説明をさせていただいたほうがよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

○高齢者福祉課長(小川正寿君) 表なんですけど、6期の保険料基準額が5,475円となっております。それで、1番のところですが、次の行、第7期の保険料の基準額、市町村特別給付なし、取り崩しなしだと6,150円になります。これに市町村特別給付を、影響額が153円ございますので、これを加えると、3番の6,303円となります。基金の取り崩し影響額、これ、5億円を予定しておりますが788円、これを差し引いて、今回の月額基準額5,515円を求めたものでございます。

以上でございます。

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 確認させていただきます。

市町村特別給付と健康福祉事業、第2条と第3条に当たると思うんですが、これをしなければ6,150円、これを実施することによって6,303円となることで間違いないでしょうか。

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長(小川正寿君) 間違いございません。

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 第2条の市町村特別給付と第3条の保健福祉事業について、これ、第1期のときからこの事業は実施することは可能だったと思います。もともとこれはこういうことを設定すること、横出しという方式でやるのが可能だったんですが、今まで当市はそれは実施してこなかったです。今回の第7期の改定でこの2つを実施すると、これは確かにサービスをふやすというメリットもあるんですが、第1号保険者に負担を強いるということで、ここに書いてあるとおり、保険料がふえるというデメリットもあります。

どうして、この第7期にこれを実施すると決めたんでしょうか。その部分を聞かせてください。

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長(小川正寿君) 第7期は、地域包括ケアシステムを深化させるという位置づけを国のほうも示しております。第7期の策定に際してアンケート調査も行いましたけれども、多くの方がやはり在宅介護を希望されているということがございます。その在宅介護を支えるためにもサービスとして必要だというふうに考えたものでございます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 資料の第2のところの、多分70ページを見ていただくと一番わかりやすいのかなと思います。

先ほど、移送サービスは31年度から実施する予定をしているというふうな答弁がありました。これは、今でも給食サービスとおむつの関係はやっていますよね。一般会計のほうでやっていますよね。決算のときにはちゃんと表がついてますので、これ、あえて一般会計で今やっているものを、市町村特別給付、保健福祉事業にあえてする必要もないのではないかなと思うんですが、どうしてこれを一般会計からやめた、その理由は何なんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） まず、今、一般会計でやっている状況をお話ししますと、非課税世帯ですとか独居者とかいうことで、対象者をある程度絞って実施してきているというものでございます。そして、今回、一般会計ではやっておるんですが、介護サービスの1つとして、余り関係者、いわゆるケアマネのほうからも位置づけられてないというような状況もございました。ということで、特会のほうに位置づけて、しっかり介護サービスの1つとしてケアマネのほうで自立支援に向けて位置づけるということが必要だというふうに考えたものでございます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 今の説明だと、余り使われてないということみたいなんですが、実際、利用者はいると思うんですが、今までの決算の中でも人数が書いてあるんですが、余り今までやった実績の中で効果があらわれてないということなんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） 効果がないというわけではないんですけれども、必要な方に必ずしも届いていないという状況がございました。

以上でございます。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 今回、一般財源から移った部分で、これまでサービスを受けていたのに受けられなくなる人というのはいますか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） 今、受けられている方は基本的にはこのサービスを受けられるというふうな制度設計をしておりますので、安心していただきたいと思います。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 先ほどの答弁の続きなんですが、周知が悪いんじゃないの。サービスが悪いんじゃないくて、利用される方、ケアマネさんもそうなんですが、こういうふうに使ってくださいよという市の周知が悪いんじゃないでしょうか。何かそういうふうに私は読み取れるんですが。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） 対象者を限定しているというところがございますので、周知とは意味合いが違うのではないかと考えております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 紙おむつ等購入費支給事業ですけど、これが今、類似事業として家族介護用品支給事業と載ってるわけですが、これは、紙おむつ等購入費支給事業に切りかわるというふうに考えていいですか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） そのとおりでございます。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 富永委員。

○富永秀一委員 そうすると、今までは介護用品として尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭材、ドライシャンプーというのも対象になってたんですが、今後は紙おむつに限定されるということですか。それとも、紙おむつと書いてあるけども、それらも含むんですか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） このあたりは、ある意味運用の部分でもございますが、

お尻拭き패드みたいなものはいろんな汎用品があるものですから、おむつ、尿取り패드に限定して行いたいと思っておるものでございます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 現状でやってることをなくす、ある意味、一般会計のほうを抑制したいからこちらのほうに移動したととれるんですが、そういう観点なんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） そういうことではございません。

また、家族介護支援の、おむつのほうなんですけれども、こういったものは市町村特別給付もしくは保健福祉事業でやれというような国の指導もございまして。

以上でございます。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 ちなみに、今、現状の対象者、今やってるサービスとプラスアルファになるんですが、どれぐらい伸びるというふうに見込んでるんでしょうか。紙おむつも給食の栄養支援のほうもどうなんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） 事業費ベースでございまして、先日もお答えしましたけれども、全体で800万円のもの、3,000万円を見込んでおります。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 栄養改善自立支援サービスですけど、これまでは配食サービス事業というのがあって、これの要件としては、おおむね65歳以上で身体が虚弱により食事の調理ができないなど、日常生活を営むのに支障のあるひとり暮らしの高齢者ということでしたけど、今回は要支援・要介護認定者及び事業対象者ということで、例えば65歳以上で体が弱いなど自分は思っているけれども、要支援の認定は受けてないという人は対象外になるというふうにも理解できるんですけど、そういう人はいないんですか。先ほど、外れる人はいないということでしたけど。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） 要介護認定以外の方でいうと、事業対象者が該当になると思いますが、全く受けてない方というのは、一応今回は、従前に受けている方というのは拾う措置を考えておりますので。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） お諮りいたします。ここで昼食のために午後1時まで休憩といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 御異議なしと認めます。よって、午後1時まで休憩といたします。

午後零時休憩

午後1時再開

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

質疑のある方は挙手を求めます。

早川委員。

○早川直彦委員 午前中にもお聞きしましたが、一般会計の3款2項 老人福祉費の中で紙おむつと栄養改善の自立支援サービスを実施してるんですが、先ほど答弁の中で、市町村特別給付と保健福祉事業のほうに移行しても、今までのサービスはそのまま、受けたい人が受けれないというのはないというような答弁がありました。非課税世帯と独居の方、紙おむつはいいのかもしれませんが、給食の栄養改善自立は逆に受けれない人がいるんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうなのでしょう。今まで受けれて、変わったことで受けれないという方は絶対ないということによろしいのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） 栄養改善指導ということで、自立支援、重症化予防のために行うものではございますが、従前から配食を行っている方については、ある程度、特例というか、そういったことも見越しておると見て制度設計をしようと思っております。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 ということは、変わったことによって、今までは受けれたけど受けれな

い配食サービスの人がいるということですよ。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） 厳密に言うと、そういう方もいるかもしれませんが、基本的には食事がとれない方ということですので、必要な方だというふうに認識しております。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 でも、それを、そうなるんだったら、そうならないように一般会計でそのまま継続すればいいような気もするんですが、そうするとなぜそこが漏れる部分が出てくるのにあえて変えるのかという問題にもならないですか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） 対象者の中でそういった方はごく少数でございまして、我々がこれから目指すものは、在宅介護で多くの方の栄養改善をするという意味でやっていきますので、そういった意味で今事業化をするというものでございます。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 早川委員。

○早川直彦委員 もう一回だけ聞かせてもらえませんか。少ないからいいという問題ではないと思うんですけど、少なければいいんだと、もっと大義名分のほうを選んだということなんですか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） 実際に、今、受けられてる方を切るというような選択をしないということを申してるだけで、事業として必要な方に必要なだけ必要なサービスを届けるという趣旨でございます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 配食サービスですけど、これまでは1日1食で週6回までという形になってきましたが、それについては変更はあるんですか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） 日数は毎日、1日2回までマックスでオーケーということでございます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 いただいた資料の2の70ページと74ページと比べて見ていただきたいんですが、市町村特別給付と保健福祉事業は、これ、第1号保険者が100%負担するんですが、74ページを見ていただくと、標準給付費、居宅等施設、あと地域支援の事業費、あと地域支援の事業費の中でも介護と日常生活と包括と任意とあるんですが、こちらは第1号、市町村、都道府県、国、上のほうも第1号、第2号というふうに、それぞれで負担をしてやる方法が書いてあるんですが、この市町村特別給付と保健福祉事業は、こちらの4つに書いてあるサービスのほうには入れることができないのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） 介護保険法上、第1号被保険者のみの財源で賄うものとされておりまして。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 サービスの内容からすると、この4つには全部当てはまらないということですね。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） はい。市町村特別給付と保健福祉事業については、この負担割合に該当しません。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 せっかくいただいた1番目の資料1のほうの一番後ろのページで確認したいんですが、第6期の一番最初のゼロのところの月額が5,475円、これ、ちょっと、私、きょう資料を持ってくるのを忘れちゃって申しわけないんですが、第6期の保険料の基準額も4番目と一緒に、基金の取り崩しがたしかあったと思うんですが、基金を取り崩さな

いときの金額というのは幾らだったでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） 済みません。少しお時間をいただきたいと思います。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（済みません、委員長の声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） いいですか。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） 第6期については、基金の取り崩しをしておりません。

以上です。

（発言する者あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 今回、基金を5億円取り崩すということですけど、これ、既にどこかで出たかもしれませんが、取り崩した後の残高って出てないんですって、2億5,000万ですか。もう一度改めて。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） 3月補正をこの後審議いただきますが、それをお認めいただきますと、5億円取り崩した後の金額で申しますと、2億5,000万ほどになります。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 この基金の性質ですけど、3年ごとの期間の最終年度に残高がある場合には、準備基金を取り崩して次期保険料に充てていくというのが基本的な考え方だというように記述があったんですけど、そういう考え方の基金だという理解をしていいですか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） 3年計画で介護保険事業計画はできておりまして、そこで徴収したものはその3年で使っていくというのが基本的な考えではございますが、介護保険事業も継続性を持った事業でございますので、どこの市町もある程度基金を持った形で運用しているのが実際でございます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 今、5億ある基金を3年計画で2.5億になってくということですよ。たしか、第6期の基金の目標、たしか1億6,000万だったような気がするんですが、ちょっとそこは、きょう資料を持ってくるのを忘れちゃいましたので、たしかそれぐらいの数字だったような覚えがあるんですが、この2.5億というのが、5億を3年で崩してって、それが妥当かどうかというのはどうなんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） 基金については、基本的には持たないという前提もございしますが、財政運営上、ある程度の基金は必要だというふうにも感じております。

この基金の金額がどれぐらいであれば妥当かというのはなかなか難しい問題ではございますが、今、2億5,000万あるということですので、これを給付の適正化をやっていって、できるだけ基金に積んでいきたいというふうには考えております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 2.5億は、この7期の計画では適正というふうに判断されたということだと思っておりますが、ややともすると、例えば2億だとかにすれば、もう少し月額の基本、取り崩し部分の変化がありますので、もう少し上げ幅が変わるといふ部分も生じてくると思いますし、本当にこの2.5億で大丈夫なのか、また、第6期のときは基金が5億も残る予定じゃなかったはずですので、それが残ったことも踏まえて2.5億となるとなれば、何か今まで、6期のときに5億も残った理由とか、そういうのも勘案して2.5億になってるんですか、ちゃんと。その辺はどうなんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） 最終2億5,000万というふうになったというものでございまして、3月補正の積み立てを見込んでということとございまして、その中でどれだけ取り崩せるかと、どれぐらい保険料が軽減できるかというようなことで5億円を崩すというような判断をしたものでございまして、それまでは5億4,000万ほどの準備基金だったということとございまして、2億5,000万が妥当かどうかというところはございしますが、

できるだけ保険料の軽減に充てたという御理解をいただきたいと思っております。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 豊明市の計画、福祉計画と介護保険事業計画の一番の目的、ページ数、全部は資料請求しなかったですので、一番最初の6ページのところに計画推進の基本方針というのがあります。これが一丁目一番地の一番の大原則だと思うんですが、2025年、平成37年を見据えた施策展開と書いてあります。

団塊の世代の人たちが全て後期高齢者の年代に至る平成37年、2025年を見据え、市や日常生活圏域における将来像を描きながら、そこに至るステップとして本計画の施策を展開しますと書いてあります。これは要するに、第9期までを見据えて7期をつくったというところで、33ページには、これ、重要な部分が書かれております。重度化予防による介護認定者の削減目標というのが書かれております。その中には、重度化の予防により、要支援1・2、要介護1の認定者数を5%削減するというふうなうたわれております。自然増と予防後の人数の変化も書いてあるんですが、今期の7期の介護予防事業計画の中で、5%削減するというのは実際どのようなことをされるのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） これについては、介護保険の制度改正の中で、頑張った市町村が給付費等が減って報われない部分があるだろうというような国の議論がございまして、今回、保険者インセンティブというものの設定がございまして、その改正がつい最近出たものでございまして、これについては事細かく国のほうがこれについて幾つか示しているものでございます。

これについては、特に軽度者のほうが自立支援に効果があるだろうというようなことでございまして、総合事業もしくは一般介護予防事業をしっかりとやり、要介護状態の重度化を軽減すると、防止するというものでございます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 ということで、いただいた資料2の中の69ページでいうと、地域支援事業費の下のところの(2)のところ一般介護予防事業費というのが上げられて、実績値の第6期と見込み値とあるんですが、この部分の費用を負担、かけることによって目的の5%削減を目指すということで、これはもう間違いのないということで、これだけの予算部

分は執行していくという考え方でよろしいのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） 計画上の見込み値でございますので、より介護予防が進めば、この給付はどんどん下がってくるというふうに考えております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 委員の方に申し上げます。議案に沿った質疑をお願いいたします。

ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 高齢者緊急一時保護事業なんですけど、これまでも同様のものがあったということなんですけど、類似のサービスがこれに載ってなくて、ちょっと今までのサービスがどういう名称なのかわからなくて比較ができなかったんですけど、今まではどういう名称でやられていた、どんなサービスでしたか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） 高齢者生活管理指導短期宿泊事業。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 市町村の特別給付を影響額153円というふうに書かれております。これは、資料2の70ページ、30年度から32年度まで見込みが書いてあります。今のところは移送サービスは30年度ゼロになってますが、移送サービスも実施することによって、実施されれば当然額もふえていくと思うんですが、一度これを入れてしまえば、第8期、第9期も利用者増になれば、この153円は当然ふえてくということ間違いはないでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） 給付費の増加に伴い保険料も増加するものでございます。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 先ほどの富永委員の質疑の高齢者緊急一時保護事業なんですけど、これって前の事業って1つだけでしたっけ。2つあったような記憶があるんですが。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） 類似の事業がもう一つございまして、済みません、家族介護者等支援レスパイト事業。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございせんか。

富永委員。

○富永秀一委員 少なくとも最初にいただいたもので、最初に教えていただいた事業で見ると、今、要件としては、65歳以上の要介護認定結果が非該当となった者、それに準ずる者ということが対象になってるんですけど、それが今回はどういうふうになるということですか。つまり、これだと要介護じゃない人が対象というふうに見えるんですけど。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） 一般高齢者から要介護者全てを該当するものでございます。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございせんか。

早川委員。

○早川直彦委員 資料の1の6と7の確認をさせてください。

7級地から6級地に変更になって、額が引き上げられるわけです。今回、7期の計画は、この上振れ分というのも大きく影響を受けて金額が上がるという部分もあるのでしょうか。ここの部分はそれほどないですが、利用増のほうが大きいのか、その辺の説明をお願いします。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） ここの部分については、介護報酬を3%上乘せするというものでございますので、全体としてかかってくるものでございます。

増加分についても、第7期だけでいうと、そんなに大きく上がってないようにも見えませんが、全体としては各年で堅調な伸びをしているというような状況でございます。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございせんか。

早川委員。

○早川直彦委員 どれぐらいの伸びを見込んでいる、实际的、おおむね幾らぐらいだとか、そういうのは出してるのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） 給付費全体の伸びということでございますね。給付費全体では、1.5億ぐらいずつふえていくというような状況でございます。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

早川委員。

○早川直彦委員 議案第35号 豊明市介護保険条例の一部改正について、反対の立場で討論をさせていただきます。

本会議場でまた討論しますので、短く討論いたします。

基金を第6期で5億円積むことができました。7期には、そのことによって大きな値上げにはなりませんでしたが、第1号保険者が費用負担をする市町村特別給付と保健福祉事業を開始すること、この部分については賛成しかねます。

2025年を見据えれば、今後の保険料を抑制する方向を続ける必要があります、一度始めれば改定で廃止することは到底無理です。紙おむつと栄養改善自立支援サービスは今までどおり一般会計で行うべきと判断しております。

以上で反対討論を終わります。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 議案第35号 豊明市介護保険条例の一部改正について、委員会では立場の表明だけにしておきます。

今後の介護保険の適正な運営のためにこちらは必要であると判断しておりますので、賛成とさせていただきたいと思います。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第35号については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 賛成多数であります。よって、議案第35号については、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第36号 豊明市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために

必要な基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本案件につきましても、既に本会議で小川高齢者福祉課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第36号は提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

早川委員。

○早川直彦委員 2ページ目の主任介護支援専門員研修を修了した者という、介護保険規則を改めるとあります。たしかこれ、説明のときに、更新があって、5年を超えないうちに更新をするというような説明がありましたが、これをどのように市のほうは、条例になって確認をしなきゃいけないと思うんですけど、どのような確認をされるのでしょうか。

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長(小川正寿君) 包括支援センターの三役として主任介護支援専門員が置かれておるものでございますので、修了期間を見て、逐次勧奨していくというようなことを考えております。

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 自己申告制じゃなく、市のほうから、もう期限が切れますけどというふうに指導するということですか。それとも自己申告制で切れるから変えましたよというような、どちらを考えてるのでしょうか。

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長(小川正寿君) 基本的には自己管理のものではございますが、市の事業として包括支援センターを運営しておりますので、積極的に勧奨していきたいというふうに考えております。

以上です。

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) ほかにございませんか。

(進行の声あり)

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第36号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第36号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第40号、豊明市一般会計補正予算(第9号)についてと議案第48号、豊明市一般会計補正予算(10号)についてのうち、本委員会所管部分についてを一括議題としたいが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) 御異議ありませんので……。

富永委員。

○富永秀一委員 異議はないんですが、説明に当たっては、きのうの総務委員会もそうでしたが、3月の補正って非常にページ数も多いんですが、ページ数を言った後、すぐ説明に入られるケースが多くて、ページになかなか追いつくのが大変だったのでゆっくり説明をしてほしいということを要望して賛成します。

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) 御異議ありませんので、議案第40号と議案第48号のうち、本委員会所管部分についてを一括議題とします。

理事者の説明、質疑、討論は一括して行い、採決は議案ごとで行います。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

先ほどありましたように、ページ数と、あと説明はちょっと時間を置いてゆっくりとお願いいたします。

中村社会福祉課長。

○社会福祉課長(中村泰正君) それでは、平成29年度一般会計補正予算書(第9号)の社会福祉課所管分について御説明をいたします。

初めに、歳出から御説明しますので、36ページ、37ページをお開きください。

36ページ下段、3款1項1目 社会福祉総務費のうち、14節 使用料及び賃借料は41万5,000円の減額となります。

37ページ下段、総合福祉会館維持管理事業の説明欄、機器借上料41万5,000円の減額は入札残によるものです。

続きまして、38ページ、39ページをお開きください。

38ページ中段、3目 心身障害者福祉費は479万4,000円の減額となります。

39ページ中段をごらんください。

心身障害児者福祉推進事業として411万7,000円の減額となります。説明欄の電算関係借上料219万1,000円の減額は、9月にシステム機器をリプレースする予定でしたが、中止したことに伴い減額するものです。また、障害福祉推進事業補助金100万円の減額は、グループホーム開設に伴う補助金で、応募がなかったことにより減額するものです。その他の補助金負担金は、全て執行残による減額となります。

その下段、心身障害者事務事業として67万7,000円の減額となります。説明欄の障害者福祉事務、手数料、医師意見書作成委託料の減額は全て執行残によるものです。

続きまして、40ページ、41ページをごらんください。

40ページ下段をごらんください。

3款3項1目 生活保護総務費は59万8,000円の減額となります。

41ページ下段、生活保護事業の説明欄の電算関係委託料、備品購入費は……。

(発言する者あり)

○社会福祉課長（中村泰正君） 済みません、ゆっくり話します。

もう一度、41ページ下段、生活保護事業の説明欄の電算関係委託料、備品購入費は入札残によるものです。

40ページ下段、3目 臨時福祉給付費は5,968万円の減額となります。

41ページ下段及び43ページ上段の臨時福祉給付金事業の説明欄は、全て執行残による減額となります。

続きまして、歳入の御説明をしますので、9ページ最下段をごらんください。

13款2項2目3節 生活保護費補助金5,968万円の減額は、臨時福祉給付金事業費の減額に伴い国庫補助金を減額するものです。

以上で、補正予算書（第9号）の社会福祉課所管分の説明を終わります。

引き続きまして、平成29年度一般会計補正予算書（第10号）の御説明をいたします。

6ページ、7ページをごらんください。

3款3項1目 生活保護総務費は5,072万4,000円の増額となります。

7ページ、生活保護事業の説明欄、生活保護費国庫負担金等返還金5,072万4,000円は、平成28年度生活保護費国庫負担金等の精算に伴い返還が生じたため増額するものでございます。その下段、臨時福祉給付金事業の説明欄、臨時福祉給付金補助金返還金3万6,000円は、平成28年度臨時福祉給付金給付事業の精算に伴い返還が生じたため増額するものでございます。

なお、今、御説明をいたしました2つの返還金は、事務誤りにより、補正予算書（第10

号)として急遽上程することとなりました。議員の皆様方に大変な御迷惑をおかけいたしました。大変申しわけございませんでした。今後は、このようなことがないように確認事務を徹底したいと考えております。大変申しわけございませんでした。

以上で、補正予算書(第10号)の説明を終わります。

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) 浅井保険医療課長。

○保険医療課長(浅井俊一君) それでは、補正予算書(第9号)のうち、保険医療課所管分について御説明をいたします。

まず、歳出から御説明をいたします。

補正予算書の36ページ、37ページをお願いします。

下の表、3款1項1目4 国民健康保険特別会計繰出事業で1億7,314万5,000円の増額でございます。説明欄の上から2つの保険基盤安定繰出金については、国民健康保険税の低所得者軽減の影響分に対して繰り出すもので、繰り出し額の確定により増額するものでございます。その下、その他国民健康保険特別会計繰出金の増額については、国保特別会計におきまして不足が見込まれる財源を一般会計より繰り出すものでございます。

1ページおめくりをいただきまして、38ページ、39ページをお願いいたします。

表の最下段、5目1 後期高齢者医療事業で729万3,000円の減額でございます。これは、後期高齢者医療保険分の低所得者軽減に対して繰り出す保険基盤安定繰出金の確定によるものでございます。

続きまして、歳入の御説明をいたします。

8ページ、9ページをお願いします。

中段の表、13款 国庫支出金、1項1目5節 保険基盤安定負担金の178万3,000円の増額は、歳出で御説明をいたしました国保の保険基盤安定繰出金の保険者支援分について、国の負担分が確定したものでございます。

続きまして、2枚おめくりいただきまして、12ページ、13ページをお願いします。

上の表の14款 県支出金、1項1目6節 保険基盤安定負担金の181万2,000円の増額は、先ほどの国庫支出金と同様、県負担分の確定によるものでございます。その下の7節 後期高齢者医療保険基盤安定負担金の544万6,000円の減額についても、後期高齢者医療分の県負担分の確定によるものでございます。

以上で保険医療課分の説明を終わります。

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) 小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長(小川正寿君) それでは、高齢者福祉課所管分の補正予算(第9号)について御説明をいたします。

補正予算書の36ページ、37ページをお開きください。

下段、3款1項2目 老人福祉費、右ページ、1 老人福祉事業の170万円の減額は、在宅福祉推進活動委託料の執行見込みによる減額でございます。

続いて、下段、3 老人憩いの家管理事業の200万円の減額は、AED機器の借りに係る執行残でございます。

次に、7 介護保険特別会計繰出事業は、次ページにわたりますけれども、介護保険の給付見込み額が当初の予定よりも少なくなることから、一般会計からの繰出金を総額で2,221万9,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 加藤児童福祉課長。

○児童福祉課長（加藤育子君） 続きまして、児童福祉課所管分について御説明いたします。

歳出から説明させていただきますので、補正予算書の40ページ、41ページをお開きください。

上段の表になりますが、3款2項 児童福祉費、1目の2 児童館等管理運営事業は299万7,000円の減額となります。主な要因は、児童クラブの指導員が予定人数集まらなかったことによる残額分です。

その下の3 児童福祉事務事業は394万8,000円の減額となります。主な要因としては、まず、家庭相談員報酬165万2,000円の減額ですが、週3回勤務の1人分の予算を見送ったことによるものです。また、児童福祉施設入所措置費160万円の減額は、入所していた1世帯が9月に退所したことによるものです。

さらにその下、2目の保育園費、2 保育事業は6,030万1,000円の減額です。主な要因としては、小規模保育事業整備補助金3,000万1,000円の減額で、小規模保育事業所の整備補助金を国の基準額に基づいて予算計上していましたが、実績に伴う減額分です。また、小規模保育事業給付費3,000万円の減額は、29年度の開設を予定していた小規模保育事業所候補のうち1カ所が辞退したことに伴う減額分です。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきますので、8ページ、9ページをお開きください。

9ページ、中段になりますが、13款1項 国庫負担金、1目の2 児童福祉費負担金は72万3,000円の減額です。これは、歳出で説明しました児童福祉施設に入所していた1世帯が途中退所したことによる措置費の減額に伴うものです。

その下の3 保育園費負担金の1,752万2,000円の減額は、小規模保育事業所候補の1カ所が辞退したことに伴う減額です。

1枚おめくりいただき、11ページの下段をごらんください。

13款4項 国庫交付金、1目の1 保育園費交付金の2,802万円の減額は、小規模保育事業整備費の補助で、歳出で説明したとおり、施設整備費が予算額より実績が下回ったことに伴う減額です。

さらに1枚おめくりいただき、13ページの上段をごらんください。

14款1項 県負担金、1目の4 保育園費負担金876万1,000円の減額は、国庫負担金で説明しましたが、小規模保育事業所候補の1カ所が辞退したことに伴う県負担分の減額です。

以上で児童福祉課所管分の説明を終わります。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 二宮健康推進課長。

○健康推進課長（二宮眞由美君） 健康推進課所管分の第9号につきまして、主なものについて御説明をいたします。

歳出の説明をいたしますので、補正予算書の42ページ、43ページをごらんください。

下段、4款1項 保健衛生費、2目 予防費の予防接種事業の180万円の減額につきましては、ロタウイルスの予防接種の市外で実施分の助成申請が当初見込みより少ないためです。

2 各種診断事業の554万円の減額は、各種診断等業務報酬、乳児及び妊婦健診委託料、宿泊型産後ケア事業委託料の執行見込みからの減額になります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきますので、10ページ、11ページをごらんください。

10ページの上段、13 国庫支出金、2項 国庫補助金、3 衛生費国庫補助金になります。こちらの12万円の減額は、先ほど説明をさせていただきました宿泊型産後ケア事業委託料の減額に伴うものです。

以上で健康推進課所管分の説明を終わらせていただきます。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 馬場学校教育課長。

○学校教育課長（馬場秀樹君） それでは、学校教育課所管分について説明をさせていただきます。

歳出の部分につきましては、大半が入札残、執行残でありますので、そのうち金額の大きなものを中心に説明をさせていただきます。

60ページ、61ページをごらんください。

下段の10款2項1目1 小学校施設維持管理事業、小学校営繕工事費2億8,597万円の増額は、小学校のトイレ改修によるものでございます。

2目 教育振興費、1 小学校教育振興事業、図書及び器具購入費108万3,000円の増額は、図書購入のためにと寄附があったものでございます。

続いて、66、67ページをお願いいたします。

中段、10款5項3目2 給食センター活動事業、賄材料費233万5,000円の減額は、台風などにより給食数が減少したためによる執行予定額との差でございます。

続いて、前のほうへお戻りいただいて、7ページをお願いいたします。

7ページ、第2表、繰越明許の補正でございます。

小学校費2億9,083万円と中学校費334万8,000円を繰り越すものでございます。内訳は、このたび国の補正予算でお認めいただいた中央小学校初め9校のトイレ改修工事及び唐竹小学校の図書室空調設備設置工事2億8,597万円と、12月補正でお認めをいただいた三崎小学校ほか6校の救助袋取りかえ工事が入札不調により年度内の工事完了が見込めないことにより繰越明許をお願いするものでございます。

続いて、第3表、地方債の補正は、このたび国の補正でお認めをいただいた中央小学校初め、小学校のトイレ改修工事及び唐竹小学校の図書室空調設備設置工事に係るもので、2億4,580万円を限度額に充当する補正予算債でございます。

その下段、廃止の補正でございます。下から2番目、給食センター改修事業2,600万円は、市債発行を取りやめ、廃止するものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

13款2項6目4 学校施設整備費補助金5,428万5,000円の増額は、小学校のトイレ改修工事等に係る国の補助でございます。

続きまして、16、17ページをお願いいたします。

16款1項1目1 一般寄附金の108万円の増額は、小学校の図書購入のための寄附金であります。このたびは貴重な御寄附をいただきまして、まことにありがとうございました。

続きまして、18、19ページをお願いいたします。

19款5項4目5 学校給食費徴収金233万5,000円の減額は、給食数が台風などのために中止となり、徴収金を減額したものでございます。

続きまして、20、21ページをお開きください。

20款1項4目2 調理場整備事業債と4 学校施設改修事業債については、先ほどの第3表で説明したものでございます。

以上で学校教育課所管分の説明を終わります。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 糸図書館長。

○図書館長（糸 和広君） それでは、図書館所管の補正予算につきまして、歳出を御説明いたしますので、補正予算書の62、63ページをお開きください。

10款4項3目 図書館費、3 図書館維持管理事業において、14節 使用料及び賃借料の機器借上料を166万2,000円減額するものです。これは、館内の照明機器をLED照明に更新し、その機器に関するリース料について不用額を減額するものです。

以上で図書館所管の補正予算の説明を終わります。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 高木生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木安司君） それでは、生涯学習課が所管します補正予算について、歳出より御説明します。

62、63ページをごらんください。

10款4項4目 文化財保護費は36万3,000円の減額です。これは、主に大狭間湿地土地購入費が確定したことによる減額です。

64、65ページをごらんください。

上段の文化会館費の減額は、主に入札残によるものです。主なものとしまして、舞台関係総合業務委託料101万8,000円の減額と調査設計等委託料283万9,000円があります。

その下段、8目 青少年対策費は、放課後子ども教室の実際の開催日数等の影響により、子ども教室運営等業務及び運営委託料を減額するものです。

さらにその下段、9目 陶芸の館費は13万5,000円の増額です。これは、開館日に合わせてシルバー人材センターに受付業務を委託しているもので、予定より利用がふえたため委託料を増額するものです。

66、67ページをごらんください。

上段の保健体育総務事務事業は、主にスポーツ推進委員報酬を実績に合わせて減額するものです。

2目 体育施設費は43万2,000円の増です。指定管理料につきましては、公用で利用した者に対して年度末に精算を行うもので、今回増額するものになりました。

続きまして、歳入について説明しますので、12、13ページをごらんください。

県補助金です。最下段の8目 教育費県補助金の青少年対策費補助金で放課後子ども教室推進事業費補助金1,159万3,000円の減です。これは、先ほど説明しました歳出額の減額及び補助金の対象外経費を精査したことによるものでございます。

16ページ、17ページをごらんください。

17款1項 基金繰入金です。2目 教育施設建設及び整備基金繰入金は、歳出でも説明しました大狭間湿地土地購入費減額により再び基金に繰り入れるものです。

20、21ページをごらんください。

20款1項4目 教育債です。そのうち、保健体育施設改修事業債2,810万円は、体育施設整備事業に事業債を充てる予定でしたが、市全体の財政計画の中で事業債を充てることをやめましたので、全額補正減するものです。

戻っていただきまして、7ページをごらんください。

3表、地方債補正です。その中の廃止の最下段、体育施設整備事業です。今、説明しましたように、事業債の起債を取りやめたため廃止するものです。

以上で生涯学習課所管部分の説明を終わります。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 加藤児童福祉課長。

○児童福祉課長（加藤育子君） 先ほど説明漏れがありましたので追加させていただきます。

歳入のほうの18ページ、19ページをごらんください。

20款 市債、1項1目の1 保育園改修事業債ですが、栄保育園の改修事業に充てておりました2,250万円の市債を減額するものです。これは、財政課が9月補正で臨財債の増額補正をして、それによる財源調整として市債2,250万円を廃止したことに伴うものです。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑については、ページ数を示してからお願いいたします。

質疑のある方は挙手願います。

富永委員。

○富永秀一委員 7ページ、お願いします。

一番上に繰越明許費があるわけですけど、これ、救助袋の入札が不調でということだったんですけど、これは見積もりをとって入札にかけていけば不落にはならないんじゃないかと思いますが、これはどういう入札の方法をやったんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

馬場学校教育課長。

○学校教育課長（馬場秀樹君） 救助袋の入札のほうにつきましては、見積もりを徴収させていただきました。入札のほうを執行させていただきました。ことしの1月の末日でございます。こちらのほうの不調になった理由というのが、確認をいたしますと、メーカー

の納入の部分で、救助袋の袋の部分、こちらのほうの縫製の納期が間に合わないということでしたので、入札のほうの辞退が、そのような理由でしたので不調とさせていただいて、繰り越しをお願いするものでございます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 というと、見積もりをとった段階では金額は出たけど、納期が間に合いそうにないので今回の入札には参加できないというところばかりだったという、そういうことですか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

馬場学校教育課長。

○学校教育課長（馬場秀樹君） 大半の業者がそのような理由で辞退があったものでございます。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 救助袋のメーカーはたくさんあると思うんですが、入札をするときに、例えばこの袋でないといけないというような指定をしたということでしょうか。例えば、長さをとか、こういう仕様でとかいうことではなくて、このメーカーでという指定までしたということなんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

馬場学校教育課長。

○学校教育課長（馬場秀樹君） 今、小学校についております救助袋と同等のもので入札をお願いしたということです。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 富永委員。

○富永秀一委員 同等の性能であればメーカーは問わないということでもいいですか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

馬場学校教育課長。

○学校教育課長（馬場秀樹君） 説明不足で済みません。今、小学校に設置されている同じメーカーのものという指定でございます。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 同じ性能であればいいというとり方であれば、恐らく不落になることは、

不落というか不調になることはなかったと思うんですが、今後、繰越明許でもう一回やるわけですね。そのときにはどのような方法をとろうというふうに考えておられますか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

馬場学校教育課長。

○学校教育課長（馬場秀樹君） こちらのほうの袋の部分の縫製が間に合わないというのが、メーカーのほうに聞きますと、ちょうど年度末の時期的なものということの確認をしておりますので、新年度に入りまして執行する際には、多分納期的な部分というのはクリアになると思われまますので、同じような形で入札をかける予定をしております。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 メーカーはいっぱいあるはずですよ、やっぱりあるんですよ、実際に。なので、このメーカーじゃないといけないというのを次回外せば、さらに競争もあるでしょうし、また、不調になる可能性ももっと少なくなると思いますし、より入札としては理想的な形になるのではないかと思うんですが、そういう考えはないんですか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

馬場学校教育課長。

○学校教育課長（馬場秀樹君） その部分も含めて検討させていただきたいと思います。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

毛受委員。

○毛受明宏委員 41ページなんですけど、小規模保育事業給付費ということで、29年度の予定された方が辞退されたということなんですけど、これについて、今後、いろいろわけはあるでしょうけど、今後、辞退された方がまたチャレンジしてくるとか、そういうことはありますか。わけもわけだと思えますけど。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

加藤児童福祉課長。

○児童福祉課長（加藤育子君） 現時点では具体的に手が挙がってるわけではないですが、まだ今後、小規模保育事業所ということでは市としては検討していきますので、可能性としてはないわけではないと思います。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

毛受委員。

○毛受明宏委員 これで1回飛んじやったということで、計画的には1回は狂ってしまう

たんですけど、順調に今後は進んでいけるような予定なんですかね。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

加藤児童福祉課長。

○児童福祉課長（加藤育子君） 子ども・子育て支援事業計画の31年度までについては、小規模保育事業所の予定を、一応四、五カ所というふうに見込んでおりますので、今後の需要と供給のバランスを見ながら、総合的に検討していきたいと思っております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 7ページ、お願いします。

第2表の繰越明許費、先ほどの救助袋の件なんですけど、これが繰越明許になったということで、更新のタイミングであったりだとか、今、現在ある救助袋で安全の確保、担保というのはできるという想定でいいんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

馬場学校教育課長。

○学校教育課長（馬場秀樹君） 今回、12月補正でお願いしたときにお話をさせていただきました。経年劣化により、救助袋のほうの萎縮の部分があって、設置面から50センチ以上という部分がございますけども、確かに50センチ以上という部分でいけないという指摘ではございますが、救助袋そのものの耐久性がいけないとか、そういう部分ではありません。新年度に入りましたら、そのあたりも早急に対応していきたいと思っております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 19ページの雑入のところの5の学校給食費実費徴収金の233万5,000円、同じことが37ページ、支出のほうの67ページ、真ん中のところの賄い材料代とあります。台風があって、日数、中止にしたということで、その分残が出たということなんですけど、世間では給食の賄い材料代で、野菜が高騰しているということで、逆に心配してたんですけど、不足するんじゃないかって、そういう部分も影響があったかもしれんけど、それ以上に台風の減でお休みした分のほうが大きかったということなんですか。その辺は影響は受けてないんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

馬場学校教育課長。

○学校教育課長（馬場秀樹君） 野菜等の購入につきましては、そのときの時価ですとかを加味しまして、献立を変えたりですとか、給食の献立をつくる際にもいろいろと留意をしているところです。

今回の減額のお願いにつきましては、10月に台風がありまして、市内の小中学校全部のほうの給食を中止をしたという部分と、あと、今年度に入りまして、大宮ですとか館小学校のほうではインフルエンザによる学級閉鎖があったものですから、そのあたりを加味して減額をさせていただくものです。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 関連ですか。

早川委員。

○早川直彦委員 給食センターの電気の関係で、故障で給食が出せなかったというところも影響もあるんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

馬場学校教育課長。

○学校教育課長（馬場秀樹君） 中央調理場の電気のトラブルについては、ちょっと喫緊で起きたものですから、この補正予算のほうには、その部分はちょっと今の時点では入っていないという、そのような状況です。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ここで10分間の休憩といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） よって、10分間の休憩といたします。

午後 2 時 休 憩

午後 2 時 1 0 分再開

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

質疑のある方は挙手を願います。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 10ページ、11ページ、お願いします。

13款 2 項 6 目 4 節の公立学校施設整備費補助金、ちょっと額が大きいのでお伺いしたいんですが、小学校のトイレ等ということで、こちらはもともと国としての枠があったものか、もしくは要望した結果なのか教えてください。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤賢司君） 今回、こちらの国費でいただいた5,400万の件ですけれども、先ほど課長も御説明をいたしました。国の補正予算に豊明市として手を挙げさせていただいて、いただいたものでございます。

文科省の関連で、総額でいうと2,000億ありまして、その中でも学校関係の施設ですと862億円、これが日本全体の額になります。そういう中で私ども豊明市のほうで5,400万円ぐらいいただけたわけですけれども、こちらにつきましては、昨年9月、市議会議員の皆さん方も陳情に行かれたというふうにお話も聞いておりますし、私ども豊明市としても1月、文科省のほうに陳情に伺いまして、文科省の役人の方をお願いしてきた、そういう結果であったと、そのように思っております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 じゃ、小学校のトイレというのは、時期的にいつごろぐらいの完成を予定していますか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤賢司君） 今回、来年度にやるものを補正予算でつけさせていただいて繰り越しましたので、結果来年度やるということは一緒なんですけれども、来年度は1、2年生のトイレを中心にやる予定でおります。小学校6年生までおりますので、3カ年でトイレの整備は完了したいというふうに思っております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 61ページ、各小学校営繕工事費なんですけれども、今、1、2年生をやるのに2億7,980万円ということなんですよね。これ、何基分で、これをやることによって設置率のパーセント、1、2年生、例えば100%になるのか。お願いします。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

馬場学校教育課長。

○学校教育課長（馬場秀樹君） 今回は、小学校1年生から6年生までを一度にやることはできないものですから、2学年ずつに区切って3カ年で工事を進めさせていただきます。

工事の内容としては、今、ウエット式になっております、昔の床がタイルだったものからドライ式ということで、そのような方式に変えるのとあわせて、全ての大便器につきましては洋式化をする予定をしております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） パーセントですね。1、2年生は何%になるかを願います。

馬場学校教育課長。

○学校教育課長（馬場秀樹君） 申しわけございません。1年生、2年生が使う部分については、全ての箇所、100%工事をする予定です。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 同じ事業のところなんですけど、この内訳として617万円が唐竹の図書室の空調というふうに伺ったんですが、これ、何馬力のものを想定しているんですか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

馬場学校教育課長。

○学校教育課長（馬場秀樹君） 先日、設計の補正を認めていただきまして、ただいま設計中でございますので、まだ具体的な設計のほうはでき上がっておりません。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 トイレの関連で、100%ということなんですけども、各トイレに洗浄便座というのはつくんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

馬場学校教育課長。

○学校教育課長（馬場秀樹君） 大便器については洋式化を全てしまして、全てのトイレに洗浄つき機能を設置する予定をしております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 今回の61ページなんですけど、入札をするときに、ほかの、学校関係のものもそうですが、授業に影響を受けるということで辞退されたりとかということも聞くんです

が、その辺は、トイレも教室と近いですが大丈夫なんですか。何か対策は考えるんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

馬場学校教育課長。

○学校教育課長（馬場秀樹君） まず、工事をするに当たりましては、学校の工事のとき気をつけていることは、やはり音ですとか振動が出て、授業に支障がないような時期を選んで工事の発注、主には長期休業中を使いまして、工事のほうを発注する予定です。

こちらのほうの、今、考えておるんですけども、発注の件数につきましても、やはりある程度少しずつばらしていかないと入札の部分もなかなか難しいと思っておりますので、市内の9つの小学校を発注するに当たっては、複数の工事として発注をしていきたいと、今はそのように考えております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 63ページの真ん中あたりの図書館維持管理事業の機器借上料ですが、先ほどリースの不用額という説明がありましたが、これは契約をした金額が用意していたよりも安く済んだという意味なのか、どういう契約になってるのかちょっとわからないので、どういう意味の不用額だったのか教えてください。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

糸図書館長。

○図書館長（糸 和広君） リース期間についてですが、予算では最長の12カ月分といたしておりましたが、契約の開始が平成30年3月からとなったことにより、リース期間が11カ月分短くなったための不用額でございます。

以上です。

（30年3月からって今月からの声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁、もう一度お願いします。

○図書館長（糸 和広君） 入札でも若干落ちております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 59ページの一番下段、スクールソーシャルワーカー報酬の50万円減というのがあるんですけども、これ、2名で何かすごく忙しいということを知っている割には、

この50万円減というのはどうしてでしょうか。お願いします。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

馬場学校教育課長。

○学校教育課長（馬場秀樹君） 今現在スクールソーシャルワーカーにつきましては、豊明は2名ということで配置をさせていただいております。

あと、勤務日数につきましては、基本的には月10日ぐらいをお願いをしているわけなんですけども、なかなか月の10日の勤務のほうが出来なくて、例えばその月によっては9日だったり8日だったりというような日にちがありまして、日にちが減ったことによる減額ということでございます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 それは、スクールソーシャルワーカーさんが忙しいから来れないということなんですか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

馬場学校教育課長。

○学校教育課長（馬場秀樹君） スクールソーシャルワーカーにつきましては、ここの専属という方は少ないわけございまして、他にも仕事を持って見えながらという方もお見えになるものですから、そういった部分がございまして。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 64ページ、65ページの10款 教育費、4項 社会教育費の8目の青少年対策費の1の青少年対策事業の部分、先ほども説明がありましたが、国県支出金がマイナス1,159万3,000円、一般財源のほうは872万8,000円となっております。これ、ぱっと見るとすごく今までにないようなパターンなのかなというふうに、今まで見て思うんですが、これ、補助金に該当しない部分があったということなんですか、これは指定管理でやっている部分に何か弊害があって外されちゃったということなんですか。ちょっとその辺、詳しく説明願います。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

高木生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木安司君） これ、先ほど御説明したように、実際の日数と、あと対

象外経費、補助金のほうは対象外経費もあるものですから、もともと国県支出金がふえた理由なんです、当初予算化したときに事業の全体の総額の3分の2を掛けてましたので、非常に大きなものになっておりました。今回は、国の内示も含めて、国も3分の1、全額来るわけではものではないものですから、枠を持ってくるものですから、その関係で補助金自体がしぼんだということがあるので、その分について一般会計からの繰り入れがふえたものです。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 国がもともと3分の2だったのが、国も不足分があるものだから3分の1に落ちた部分と、日数的に減になった分、減った分というのは大体どれぐらいの費用なんでしょうか。これ、一緒にまとまっちゃってるんですが、それぞれだとどれぐらいなんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

高木生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木安司君） 私どもでは、まだ年間終わってないんですけど、全体で六、七割減っておるんじゃないか、学校の個人面談とか、そういうのもあるものですから。ことしは特にインフルエンザやなんかもあったものですから、かなり少なくなっておるんじゃないかなと思っております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 67ページ、給食センター活動事業の賄材料費が233万5,000円減なんですけど、これの食数と、もう一つ下の光熱水費が427万7,000円減と、かなり高額な減なんですけども、この関係があるのか、あと賄材料費の食数がわかればお願いします。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

馬場学校教育課長。

○学校教育課長（馬場秀樹君） こちらの部分の食数が全てわかるわけではございません。ただし、さきの10月の台風のときに一度全校で給食を取りやめるといような部分がございました。こちらのほうにつきましては、小学校で3,800食、中学校で215食、あとその他もろもろあるんですが、大体1日当たり、給食のほうが全て中止になると、約150万円、こちらのほうの額が出てまいります。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

馬場学校教育課長。

○学校教育課長（馬場秀樹君） 済みませんでした。

光熱水費のほうですけども、こちらの賄材料費の減という部分だけではなくて、年間において、節水ですとか節電に努めたという部分で執行残ということで上げさせていただいたものです。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 図書館では、いわゆる新電力にしたことよっての減額が結構大きいという話を聞いていたんですけど、学校についてはもう既にかえていたということですか、その影響はないんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

馬場学校教育課長。

○学校教育課長（馬場秀樹君） 学校については新電力を入れておりますけれども、給食センターのほうは従来どおりの金額でやっております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 食数なんですけれども、小学校が3,800で中学校が215という数が。確認です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

馬場学校教育課長。

○学校教育課長（馬場秀樹君） 申しわけございません。2,150食です。申しわけございません。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 62ページ、63ページと64、65とも全部一括で聞かせてください。

10款 教育費、4項の社会教育費の下のところの6番目、文化広場費と7目の文化会館費、この中に、指定管理審査委員会委員報酬3万円減、文化会館運営協議会委員報酬8万円減、これ、減するとゼロと、未執行という、やってないということになります。

また、ページめくっていただいて、指定管理者審査委員会委員報酬、これは15万の予算の中で10万6,000円減というところと4万4,000円マイナス、回数が相当、3分の1ぐらいになったのか、ちょっとその辺の理由を聞かせてください。説明がありませんでしたので。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

高木生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木安司君） 指定管理委員会の委員報酬でございますが、まず63ページの文化広場管理事業ですが、文化広場のほうも指定管理に出しております。受けておる業者が体育館と一緒に業者がやっておりますので、そちらのほうの指定管理委員会で両方審査したため、これは執行しませんでした。

次の65ページの文化会館費の指定管理者の委員会の報酬ですが、これ、3回予定しておりましたが2回で終わりましたので、その分の減額でございます。

以上でございます。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 41ページの児童福祉事務事業、先ほど、家庭相談員報酬165万2,000円減なんですけども、週3回、1人分を見送ったということなんですけども、これの原因というか、お願いします。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

加藤児童福祉課長。

○児童福祉課長（加藤育子君） 児童相談員は、原則中学校区に1人という配置で考えておりましたが、28年度のときは新人だったということで4人体制でやっておりました。29年度末に1人退職したことに伴って募集をかけて、もう一人分を募集をしたんですが、実際的には募集がなかったということで、中学校区に1人ずつ、28年度初めての人も2年目になったということで3人体制でやりました。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 課長、済みません、募集かけた年数をもう一度お願いします。

加藤児童福祉課長。

○児童福祉課長（加藤育子君） 週3回の人を1人募集かけましたが、実際には雇えなかったもので、その人分の減額になります。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 年度の、いつという時期のこと。

○児童福祉課長（加藤育子君） 今年度です。今年度分で週3回の人、1人分の予算が、雇えなかった分ということになります。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 清水委員。

○清水義昭委員 確認しますけども、募集をかけたのは29年度末という答弁がありましたけど、それでよかったですか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 加藤児童福祉課長。

○児童福祉課長（加藤育子君） 大変失礼いたしました。28年度末で退職をしましたので、29年度早々に募集をかけたんですが、雇えなかったということです。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

高木生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木安司君） 先ほど、ちょっと早川委員の質問の中で答弁漏れがありましたので、答えさせていただきたいです。

63ページの文化会館運営協議会委員報酬が執行しなかったという理由なんですけど、今年度、ホール工事やなんかがありまして、私どもの実施事業やなんかを審査するのが主な運営委員会の仕事になっておりますので、今回は、昨年度の年度末にこの運営協議会の中で1年間はちょっと休会しようかということになりまして、執行がなかったものですから、今回は減額とさせていただきます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 48号のほうに行ってよろしいですかね。まだ早ければまた後にしますが。

（発言する者あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） いいですか。

○早川直彦委員 議案第48号の補正予算書（第10号）の6ページ、7ページの3款 民生費、3項の生活保護費の中の2つありますが、生活保護の国庫負担金等の返還金と臨時福祉給付金補助金返還金、これ、本会議質疑の中では29年の5月末には確定していたという答弁がありました。先ほどこの説明でも、事務誤り、今後ないように確認事務をやっていくというような説明がありましたが、そもそも、これって原因というのは何だったんでしょうか。金額も大きいです。5,000万ですので、予算を計上していくとか、次を立てるのに、5,000万が後から急になくなるというのは、やっぱり予算を執行してく中でも大きなペナルティーというか、組んでるほうにも影響があると思うんですが、なぜこのようになっ

たんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

中村社会福祉課長。

○社会福祉課長（中村泰正君） 今回は28年度分の返還になるんですが、5月末に出納閉鎖をもって、いわゆる支出額が確定をします。その後、6月に実績報告のほうを提出しますので、その調書をつくった段階で、幾ら返還しなければいけないということが確定、わかるわけです。その後、この金額の返還の時期が、年をあけて3月末、4月あたりに請求が来ますので、通常ですと12月補正あるいは3月補正あたりに返還する分を計上するという形をとっておるわけですが、この6月のときにわかったものが、日にちがたつことによって補正をするのを忘れてしまったというのが主な原因と考えております。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 金額も大きくて、予算もというか、補正もという、基金のほうにも影響を受けてるわけなんですけど、こうなったことを踏まえて、対策というのは何かとられたたんでしょうか。とらなきゃ、これ、ただ済みませんでした、事務の誤りでしたっていう問題ではないと思うんですが。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

中村社会福祉課長。

○社会福祉課長（中村泰正君） 6月の段階で、金額がわかった段階で、この金額を、例えばスケジュールとか、そういったところでしっかりと管理をして、計上漏れがないような手だてをすることは、課の中で形としてそういうふうにしていくということは決めてました。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 ちょっと副市長にお尋ねしますが、やはりこれはかなり事務誤りにしては大きいミスじゃないかと私は思うんですが、ミスしたことは、これはやむを得ないです。お金も当然払わなきゃいけないものです。やはり今の3款の民生費の部分だけの課じゃなくて、ほかの課にも当然同じことが起きる可能性があるんですが、その辺は指導というのほどのようにされてるんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

坪野副市長。

○副市長（坪野順司君） 今回の件について報告を受けた時点で、毎年返還しておるということを聞きました。毎年やることがなぜ今回できないのかというところが、じゃ、ということで皆さんにお聞きしたところ、忘れてましたという。その忘れた原因は、今後どういうふうにして克服していくのかということ、もう一度みんなで考えよと。だから、部長、課長ばかりじゃなくて、下までみんな考えて、それは再発防止を含めてやっていこうということで健康福祉部には指示したんですけども、やはり全体の中でも、普通、返還というのはあり得ないことは多々あるんですよね。ただ、この今の福祉関係は、請求した中で、実績で返還しますけども、建築とか土木関係はほとんど返還せずにそのままくるもんでそのままいくんですが、今、質問の中で、今後、市の全体としてどうしようかという話は、当然まずフィードバックして、もう一度各部、各課に考えさせて、どういうふうにして再発防止していくかということは今後きちっと整理して、共有してやっていくということでしておりますので、今、ここでこうします、ああしますということはありません。

先ほど言ったとおり、近々の課題ということで、今度、来週には会計検査も入りますので、そういったところもいろいろありますので、きちんとしたことを、マニュアル化できるものはマニュアル化しなきゃいけないし、そういうことで、今後こういうことがないようにしっかりしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 先ほど再発防止の中でちょっと出ていた、課の中でスケジュール管理という話が出ていたのがちょっと私は気になったんですけど、つまり、今回たまたまこの部署で起きたことではありますけども、普通なら定期的に来るものがこないということについて、例えばダブルチェックのような機能を、例えば財政課のほうでもこの時期にはこういうものが来るというのをちゃんとわかっていれば、なぜ来ないんだということを問いただせば恐らく済んでたと思うんですよね。そういうような、要するにヒューマンエラーって必ず起きますので、どこかの1部署で気をつければいいということではないと思うので、ダブルチェックになるような、そういう仕組みというのは考えられないんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

坪野副市長。

○副市長（坪野順司君） もちろん、ダブルチェックというか、財政のほうで把握はして

おる内容なんですよね。今回も財政のほうから、昨年はこのぐらい出ているのがどうだという話をしたときに、完璧に真っ白、白地になって忘れておったというところが今回の現実でございます。これ、隠すことができないので、こういう御質問があったら、こういう形で回答する、事実を回答しようと思っております。

今の真っ白で全然知らなかったという話ほとんどない話なので、かといってそれを職員にペナルティーを科すという意味じゃなくて、それをいかに今後そうならないようなことをつくってくということが大事なので、そこら辺のところをよく御理解いただければありがたいですし、当然、その責任、自分にありますので、責任については自分が何でもとりますけども、こればかりは人がやることなので、本当にぼかだなということで、申しわけございませんということでございます。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 今回、そうすると計算に入らなかったということなのかなと思うんですが、そうすると当初予算にも影響してきますか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

中村社会福祉課長。

○社会福祉課長（中村泰正君） 当初予算につきましては、今年度の実績とかそういったものを踏まえて作成しておりますので、この返還とは特別に関係はないと考えております。終わります。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 全庁的に見た再発防止策というものの指針というものは、大体いつごろぐらいまでに策定されるのか、それだけ教えてください。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

坪野副市長。

○副市長（坪野順司君） いつまでというわけじゃなくて、早目につくるようにということとは指示はしておりますので、よろしく申し上げます。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 決まりましたら、またこういうふうに変えましたと全協のほうで報告していただけるのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

坪野副市長。

○副市長（坪野順司君） 御要望があれば、そういうふうにさせていただきます。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

早川委員。

○早川直彦委員 議案第40号、豊明市一般会計補正予算（第9号）と48号の補正予算の第10号とあわせて討論させていただきます。

福祉文教委員会の部分につきましては、入札残、執行残がほとんどなのですが、小学校のトイレは各委員から積極的に質疑がありました。それだけやっぱり教育関係では注視している部分でもあります。

私も質問させていただきましたが、せっかくいいことをやろうと思っても、どうしても業者さんは音が出ると、授業の妨げになるということ、どうしても夏休みの期間だとか、これだけの日数のものを、例えば10日間でやるとか、15日でやるとかというふうになると、やっぱり辞退しますというふうなふうになって、これで入札がおくれるというか、工事がおくれるということが結構最近目立ってるんじゃないかなと思いますので、その辺、うまく対応して応札、入札するようにぜひともしてください。

また、10号のほうにつきましては、人間誰でもミスするのは当たり前です。本来、失敗してからあれはだめだ、これはだめだというのはなくて、本来、通常、失敗してないときに注意しろと指導するのが当たり前で、失敗があるというのは上司の責任ですので、二度とこのようなことが起きないように、やはり、いろんな方がやっぱり自分の大切な市民のお金を預かっているという気持ちで、1人任せにするんじゃなくて、それ、大丈夫とか、何か対策を練ればヒューマンエラーも減らすこともできると思いますので、その辺は、1つの課のことじゃなくて全課共通して、同じようなことが起きないように願っておりますので、もう二度とないようによろしく願います。

以上で賛成の討論は終わります。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

初めに、議案第40号のうち、本委員会所管部分について、採決を行います。

議案第40号のうち、本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議あ

りませんか。

(異議なしの声あり)

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第40号のうち、本委員会所管部分については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第48号のうち、本委員会所管部分について、採決を行います。

議案第48号のうち、本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第48号のうち、本委員会所管部分については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより特別会計補正予算の審査に移りますが、議事に関係のない職員は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) 御異議なしと認めます。

それでは、議事に直接関係しない職員は退席願います。

(関係職員以外退席をなす)

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) それでは、議案第41号 平成29年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案件につきましては、既に本会議で浅井保険医療課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第41号は提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

早川委員。

○早川直彦委員 41号の国保の補正について質問させてください。

12ページ、13ページです。上のところの出のほうの2款の保険給付費、第1項 療養諸費の1目 一般被保険者療養給付費の右側の現年度一般被保険者診療報酬給付費、不足が見込まれるということで、補正の増を7,758万9,000円しております。こちらは、もともとの予算書で見ると38億3,031万、これはたしか12月に補正増して、これも不足が見込まれる

ということで、38億6,993万1,000円。今回の補正増をすることで39億4,752万、ともに不足が見込まれるということで、12月、3月と続けてなんです、さらに不足が見込まれるって、何か原因があるんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅井保険医療課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） これ、議員の今、おっしゃるとおり、3月補正で3,900万ほど増額をしております。この段階では、前年と同じぐらいの金額になるという見込みを立てて、そこである程度……。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 今、3月って言いました。

○保険医療課長（浅井俊一君） ごめんなさい、12月補正で3,900万ほど補正をしたというところで、この段階ではほぼ、流れからいきますと、昨年度と同じぐらいのレベルであろうというところで見込みを立てて補正をさせていただいたという形になっております。これが、12月、1月ぐらいの実は請求が、非常に高い請求が来ております。一応、そこも見込んで不足分を足しますとこんな金額になってしまうというところで、特に、傾向としては、外来というよりも入院分が非常に高いというところであります。なおかつ、従前から、例えば高い薬とかそういったようなものを使うからという部分がありましたけど、そちらのほうではなくて、割と高額の方が入れかわり立ちかわり対象になっているというようなことがありますので、医療の高額化という部分に該当するかどうかはわかりませんが、そのあたりでかなり高くなっている部分があるのではないかなというふうには考えております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第41号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第41号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第45号 平成29年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

を議題とします。

本案件につきましても、既に本会議で小川高齢者福祉課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第45号は、提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

早川委員。

○早川直彦委員 45号の介護保険の特会の3号について質問させてください。

5ページ、6ページ、入のほうの2款 使用料及び手数料、第1項の使用料、1の介護使用料の右側、介護予防・生活支援事業利用料、これ、予算では127万2,000円だったのが、122万減すると5万2,000円ということで、何か随分、ほとんど執行されてないというか、もう5万2,000円分しか執行されてないというふうになってるんですが、これ、何か理由というのがあるんでしょうか。

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長(小川正寿君) ここに該当する事業として、当初では、らくらすの利用料とシルバー人材センターがやっている緩和型のヘルパー事業のあったかサービスを予定しておりましたけれども、らくらすについては利用料についての徴収を見送っているということと、あったかサービスについては利用が余り進まなかったということでございます。

以上です。

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 17ページ、18ページの3款 地域支援事業の2項 一般介護予防費、1目の一般介護予防費の一般介護予防の事業の委託料と地域リハビリテーション活動支援事業の委託料、こちらの600万減と185万の減についても、この理由についてお聞かせください。

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長(小川正寿君) 上の一般介護予防事業委託料600万円の減につきましては、らくらすの実施について、週5日で予定をしておりましたけれども、週3日にとどま

ったというものでございます。それと、まちかど運動教室についても、実施回数として200回ほど少なかったというものでございます。

そして、地域リハビリの委託料の減額については、こちらも、国では地域訪問リハというのはすごく注目されている事業ではございますが、リハ職が大変忙しい状況がございまして、できるだけ派遣したいというふうには考えておったんですが、必要最小限にとどまったということで、150人予定しておったのが30人程度になったというものでございます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 もう一つ確認させてください。

19ページ、20ページの3款 地域支援事業の3項 包括的支援事業・任意事業費の真ん中の4番目に当たる、4目の家庭介護支援事業費の一番右側の高齢者見守りフォロー事業委託料、これ、多分ミルクだと思んですが、これも予算が311万1,000円の中で140万減すると171万1,000円の執行となるんですが、この辺はミルクの利用者が思ったより半分ぐらいしかなかったということなんですか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） 利用者については、利用料を徴収するということにしまして、今年度は約110名程度の利用にとどまっているということで、本当に必要な方の利用に集約されたというふうに考えております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 関連で、ミルクの関係は本当に必要な、予算上では実際多いけど、ある程度必要な人だけに絞ったということなんですか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） こちらで絞ったわけではなくて、利用者側から必要がないというような判断だったということでございます。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

(進行の声あり)

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第45号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第45号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第46号 平成29年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案件につきましても、既に本会議で浅井保険医療課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第46号は提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

(進行の声あり)

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

(進行の声あり)

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第46号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第46号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

(異議なしの声あり)

○福祉文教委員長(近藤千鶴議員) ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出をさせていただきます。

ここで暫時休憩といたします。

午後2時52分休憩

午後 3 時 再 開

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

所管事務調査についてを議題といたします。

2月の乳幼児健診のお子さんを対象にした保育に関するアンケート調査を実施し、調査結果を取りまとめいたしました。アンケート実施については、担当部局におきましては、多大な御協力をいただきありがとうございました。本日は、そのアンケート結果の内容につきまして、当局の現状や見解について質疑をさせていただきたいと思います。

それでは、質疑のある方は挙手を願います。

早川委員。

○早川直彦委員 代表で、皆さんに御協力いただいて、最後まとめさせていただいたんですが、特に自由記述で打ってるところに、実際利用されている方の勘違いとか、ちょっと間違いもあるのかなっていう部分があります。当局のほうが、これ、課のほうで読んでいると思うんですが、ちょっとこの部分は違うよというところを説明していただきたいんですが、特にこれは勘違いじゃないとか、これは間違いですよとか、ここはというところはちょっとあれば説明していただきたいんですが。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

樋口指導保育士。

○指導保育士（樋口桂子君） このアンケート集計結果の2枚目になるかと思えます。最後から2枚目の、ページ数で2と打ってあるんですが……。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 2ですか、4じゃなくて。

早川委員。

○早川直彦委員 多分、全集計のものとそれぞれのやつの資料と、今、資料配付されてるのは全集計の部分と2種類あると思うんだけど、どちらで。

○指導保育士（樋口桂子君） ごめんなさい、全集計が入っておりますね。

では、済みません、このページ数で6ページをお願いいたします。

その中に記載されている内容で、現在職員の中に育休をとっている人が、お子さんが未満児クラスに入っているというような内容が記載されてありますけど、それについては全くございません。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 確認ですけど、ほかの部分ではないでしょうか。

○早川直彦委員 ほかで読んでみての部分でちょっとこれは違うんじゃないのっていう部分があれば、先に説明していただきたいんですが。

(発言する者あり)

○早川直彦委員 それでもいいですが、思っているところで先に言ってもらえたほうが。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 樋口指導保育士。

○指導保育士（樋口桂子君） いろいろ保育士側の思いはありますけれども、間違いと言われれば先ほどの内容です。なので、また聞いていただければそれのお答えはさせていただきます。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 2ページの1歳6カ月児の最初の方からいきますけど、この方だと、誕生日が7月なので、7月まで待つと保育園に入れなかったらと思ったのでゼロ歳児で預けないといけなかったということは、つまり、生後9カ月で4月入所に合わせて預けたというふうには考えられるんですけど、実際、現実問題として1歳になるタイミングで申し込んだ場合には、今はもう入所できない可能性が高いということでもいいですか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

加藤児童福祉課長。

○児童福祉課長（加藤育子君） 年度途中での入所が難しいというふうなところで複数の御意見が出てくるかと思いますが、待機児童の数を国基準、潜在的含めて、議員の皆様にも何月何日現在という形で年度途中の経過とかをお知らせしているところではあります、4月1日時点では、入所調整の結果、待機児童がゼロに、少なくとも国の待機児童は、国基準はゼロになるという状況です。ただ、年度も後半になるにつれてふえていくという実態は事実としてございますので、やはり年度途中での入所は月齢問わず3カ月未満については難しい状況になっているのは事実です。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 3人目、1歳6カ月児の3人目の方ですけど、ほかの市と違い、保育園の予約ができないとあるわけですけど、ほかにも同様の指摘があるんですけど、当市においては予約ができないということが確かなのかということと、ほかの市はどのような状況なのかの把握はしていますか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

加藤児童福祉課長。

○児童福祉課長（加藤育子君） 当市においては予約はできないというのは、それは事実

です。予約をするということは、その人の枠をあけておかないといけないということが発生するものですから、あけておくよりも、今の現状として、やはり待機児童数の関連があるものですから、実態として、今、ニーズのある人を順次入れていくという、そういったほうを優先させたほうがいいだろうという判断で豊明市としてはやっております。

一部名古屋市のほうで実施してるというふうな情報もありますが、ちょっとまだ詳細についてはつかみ切れていないというのが実態でございます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 そうすると、待機になった人というのは、毎月毎月申し込むという形になるんですか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

加藤児童福祉課長。

○児童福祉課長（加藤育子君） 一応、毎年、11月末で4月1日時点の一斉申し込みという受け付けをしまして、その後は、1月以降は毎月順次申し込みを受けていきます。入園の希望月というものを把握はしているんですが、正職だとか非常勤だとか、その働き方によってポイント制という形で振り分けをしてるものですから、早く申し込んだから早く順番、権利が回ってくるということではなくて、例えば5月に入りたいですっていったときに、5月にあいている状況で、しかもポイントの高い人から順次案内していくという形をとっております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 多分、今の富永委員の質疑の答えになってなかったと思うんですけど、年度途中で申し込みをしたら、ずっとそれが続けて申し込みをしましたよということになってますよね、今は。確認です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

加藤児童福祉課長。

○児童福祉課長（加藤育子君） 今、清水議員さんがおっしゃってくださったとおりです。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 ということは、この方がおっしゃっている予約ができないというのは、

自分は産休があけるのが7月だから7月にというのを早い段階で申し込んだとしても、その枠をとっておくということができないということをおられる、そういうことですか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

加藤児童福祉課長。

○児童福祉課長（加藤育子君） そういうことになると思います。妊娠中から予定日とかというのがわかってもそういう予約はできませんという、そういった状況です。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 5ページの真ん中辺に、豊明市はリフレッシュ保育が月1回と、近くの市町よりも明らかに少ないということが書いてあるんですけども、もし近隣の状況が把握していればお願いします。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

加藤児童福祉課長。

○児童福祉課長（加藤育子君） 近隣では、リフレッシュという形ではやっていないところもあります。緊急一時であつたりだとか、非定型であるだとか、そういった形でやっているところはほとんどあるんですが、リフレッシュという形でやってるところは、全ての市町がやっているところはないので、どちらかという豊明市のほうがその辺は先駆的かなというふうな解釈をしております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 今、一時的とか非定何とかと言われたんですけども、そのリフレッシュに近いようなそういう保育というのは、ほかの市町では月に何回かはやられているということはないわけですか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

樋口指導保育士。

○指導保育士（樋口桂子君） みよし市で同じリフレッシュ、私的理理由のリフレッシュ保育を月1日、同じです、やっております。ほかはやってない……。済みません。大府も、今、部長のほうから、やっているということ、月2日やっているとということをお聞きしました。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 さっきの2ページに戻るんですけど、4人目、先ほどの1歳6カ月の4人目、祝日保育のことが書いてあると思いますけど、ほかにも祝日保育のことを指摘している人がいましたけど、祝日保育に対応している認可保育所はないということでもいいですか。それは事実でいいですか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

加藤児童福祉課長。

○児童福祉課長（加藤育子君） 認可保育園としては豊明市内ではやっていないですが、認可外では1カ所、日曜日は申し込み制でやっております。祝日はやっておりませんが、日曜日はやっているという、そういった情報はつかんでおります。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 1歳6カ月児の最後の方ですけど、ホームページの情報のアップが遅いという指摘がありますけど、これ、入園説明会のことだと思いますけど、10月19日に開催された説明会の情報というのは、ウェブにはいつ掲載されたんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

加藤児童福祉課長。

○児童福祉課長（加藤育子君） 10月19日の入園説明会の情報は、広報は2カ月前に、広報で掲載しております。ホームページのアップの日にちはちょっと確認しておりますが、広報では2カ月前。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 2歳3カ月児の方で、2人目の人、4月1日入園であるならば、4月16日までに職場復帰しないと入園申し込みができないと書いてあったということですけど、これが事実かどうかということと、そういうことはウェブなどに載っていて、入園説明会より前に知ることは可能だったかどうかを知りたいんですが。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

樋口指導保育士。

○指導保育士（樋口桂子君） ここには4月16日とありますが、この30年度入所について

は4月15日までとなっております。その方法として、29年度から始めたシステムだったんですが、今までは4月1日現在で就労をされてないと入所ができないということだったんですね。そこを緩和した形で、4月15日までに復帰すれば30年度は入所できますよという形なんです。これについては理由がありまして、少しでも、ならし保育とって4月1日から受け入れはするんですが、そこでお子さんの負担を考え、少しでもならしていくということで、お母さんがお休み中にならし保育を実施していただきたいという、そんな思いがあってこのような形を29年度からやらせていただいています。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 ちなみにまだ答弁の途中です。

それは事前に知ることができる状態であったかどうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁できますか。

樋口指導保育士。

○指導保育士（樋口桂子君） 済みません。10月19日に一斉に入園説明会をやっておりますが、その時点では話はしてありますが、ホームページに上げているかどうかは、済みません、ちょっとわかりません。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 その2歳3カ月児の3人目の方ですけど、保育園が決定したという通知が遅いということですけど、ほかにも通知が遅いという指摘は多々見られるんですが、例えば4月1日入所だと、連絡というのはいつしているんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

加藤児童福祉課長。

○児童福祉課長（加藤育子君） まず、豊明市の場合は、1月に仮決定通知という形で通知を差し上げて、そこで変更があるかないかのまず回答を1月末までにいただきます。そこで変更がなければ、その御本人にとってはそこで決まったという解釈ができると思います。各市町によっては、そういう仮決定通知を差し上げずに2月ぐらいに通知を差し上げてるところもあるようですが、豊明市の場合は1月に仮決定、それと、あとは3月に入って本決定という形で通知を差し上げております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 1月の仮決定で、それで、返事について変更がなければ確定なんだよという意味だということはわかる状態になってますか。つまり、これだけ遅い遅いと言われてるということは、本決定が来るまでは本決まりじゃないと、つまり対外的に、例えば会社に対してとか、大丈夫、復帰できますよとか言えない状態だという解釈をしている可能性があると思うんですけど、それは仮決定の段階で、通知が来た段階でわかるようになってますか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

加藤児童福祉課長。

○児童福祉課長（加藤育子君） その通知文の中に変更がなければこの仮決定で本決定と解釈していいというところまで明言して書いてないと思いますので、その辺について、ちょっと今後検討する必要があるかなというふうには思います。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 今、御説明いただいたのは4月入所の場合だったと思うんですけど、例えば5月、6月とか、途中入所の場合というのはどれぐらい前に通知をされておりますか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

加藤児童福祉課長。

○児童福祉課長（加藤育子君） 例えば、4月末までに申し込んでもらうと6月1日入所という形になりますので、2カ月目の頭から入所ということが可能なんですけど、先ほどの何カ月か先に申し込みを、入所の希望をしていて、その時点で保育園があいてない場合は、希望月が過ぎても、こちらから御案内を差し上げることがないので、今年度中待って、待機していただくという形になります。

案内ができるときは翌々月の1日から入れるというタイミングで案内をさせていただくという形に、2カ月前で準備をしていただくという形ですね。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 通知について以外に、2歳3カ月児の4人目の方ですけど、結果が出るのが遅いと指摘されてるんですけど、他市と比べてという表現になってますけど、他市と比べて結果が出るのが遅いという指摘があることについてはどう考えられますか。事実で

ないのか、事実だとすると他市と比べてなぜ遅いのか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

加藤児童福祉課長。

○児童福祉課長（加藤育子君） この方の場合、4月からの入園を申し込んだがというふうになってるので、4月一斉……。

（発言する者あり）

○児童福祉課長（加藤育子君） ええ。先ほどの例と同じ形ですね。

（発言する者あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 他市の情報は、つかんである……。

加藤児童福祉課長。

○児童福祉課長（加藤育子君） 先ほど少し触れましたが、豊明のように仮決定通知を出さずに、2月等でもう本決定という形を出している市町もあるようですが、そういう場合と比べると、3月の本決定通知が遅いというふうに思われてるのかもしれないです。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 5ページが一番下のところなんですけども、給食の件、献立の品数が少ないということで、品数をふやしてほしいということなんですけども、今、何品ぐらいで、あと、給食費って月に幾らぐらい、これって全園メニューが違うんですよね、園ごとに。

（一緒ですの声あり）

○近藤善人委員 各園、メニューも何品ぐらいという。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

樋口指導保育士。

○指導保育士（樋口桂子君） ばらつきがあるものですから、毎日何数あるということはちょっと言えないんですけども、主食があって副食があって、そこにサラダだったりとかいうのもあるんですけど、ときには主食、副食、ミカンという果物の、少ないと言われればそんな形になるかと思うんですね。

ただ、これについては、いろいろ給食もマニュアルが厳しくなりまして、それぞれの園に回転釜といって、園児数にもよるんですけど、釜が2つあります。家庭でいうフライパンの大きい回転するような釜なんですけど、そこで生野菜は一切出しませんので、例えばキュウリとかキャベツでも全てボイルするんですね。ボイルして、もちろん中心温度もはかって、その釜を1回使うと、全て洗って消毒して、次の工程をするのにその準備等が必要

になるんです。

そういったことを考えて、離乳食もあって、アレルギー食もあってということで、現場はもう11時には赤ちゃんの給食を提供しないといけないということで、8時半勤務の11時というのがかなり厳しい現場の状況ではあるんですね。

先ほど言いましたマニュアルのこともありまして、釜に限られた2つしかないものから、どうしても給食内容に無理が出てきてしまいますね。先ほど言いました、例えば、御飯とおみそ汁のときに、色御飯ですと、大体、色御飯とみそ汁なんですけど、色御飯は、白い御飯をお釜で炊きます、別のお釜で、1升炊きとか2升炊きで。そのこを回転釜でいためて煮る格好にして、あと最後にまぜるんですね。そうすると、そこでもう1つ釜を使っちゃいます。もう一つのほうでおみそ汁という形になるものですから、なかなか難しいこともあるんですけど。でも、これもいつも現場からも反省が出てくることもありますので、ちょっと少ないという。延長保育のお子さんがふえてきましたので、そういったことはいつも検討事項には上がっております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかに。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 釜をふやすということはキャパ的に難しいということと、あとは給食費を幾ら。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

樋口指導保育士。

○指導保育士（樋口桂子君） 今の公立園の厨房内ではとても3つ目は考えられません。2つが精いっぱいです。

それと、給食費のことですが、未満児さんからは徴収してませんが、以上児については主食代という形で、パン、それから御飯代ということで、月700円徴収しております。ただ、それが12カ月でそんなに必要がないときがあるものですから、大体調整月という形で集金しないことがあります。

それから、先ほどの献立表は公立園全て一緒に、私立も民間園もそうですね。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 2歳3カ月児のほうに戻ったほうがいいですかね。下から2つ目の点のところ、入園手続のために必要な書類をとるところ、これもちょっと私、ワープロで打ってて、実際こういうことがあるのかなというふう感じたところですが、実際どうい

ふうにはこれを受けとめればいいのでしょうか。

本人がそういうふうには思い込んだだけなのか、ちゃんとやってるんだけどということだと思うんですけど。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

加藤児童福祉課長。

○児童福祉課長（加藤育子君） 申しわけありません。ちょっと事実確認をきちんとできていないんですが、言葉足らずであったりだとか、そういったことが絶対ないとも言えないので、こういった誤解を招くことがあってはいけないものですから、十分気をつけたいと思います。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 今の件で、書類の渡し忘れとか、電話連絡を忘れたという指摘があるんですけど、それが事実だったかどうかは確認はできてないということですか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

加藤児童福祉課長。

○児童福祉課長（加藤育子君） 申しわけありません。この事例については、事実確認がちょっと現時点ではできておりませんので。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 今回、お話を聞いて、確認をした上で、ウェブの掲載なども我々考えないといけないので、事実であるかないかって、これ、物すごく重要なことになってきますので、事実であるのに我々が隠蔽したというふうにとられると大変だし、事実でないのに載せるとそれはまた大変だしということがありますので、そこはしっかり確認をしていたきたいと思いますと思うんですけど、確認はしてもらえますでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

加藤児童福祉課長。

○児童福祉課長（加藤育子君） この2歳3カ月の方ということで、どなたに対してどういうことがあったかというところで限定してはちょっとわからないかとは思いますが。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 富永委員。

○富永秀一委員 誰に対してどうこうというところまでやると、それはまたそれでプライ

バシーの問題も出てくると思いますので、匿名でとってるアンケートですので。つまり、実際に連絡をするはずが忘れていて、ごめんなさいねとって後で電話したような事例があったかどうかとか、書類を渡すのを忘れてもう一回とりに来てもらったというような事例があったのかどうか、そういったことを確認してもらえればということです。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

加藤児童福祉課長。

○児童福祉課長（加藤育子君） その辺については、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 その方の、2歳3カ月児の4人目の方だから3つ上、入園説明会から申し込みまでが短かったという指摘があるんですけど、10月19日に説明会があって、一番早い栄保育園だと11月6日に申し込みということで、半月しか期間がないということなんですけど、この説明会のこの時期というのは、なぜそうなるのかと、これは適切だと考えておられるかどうかということをお願いします。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

樋口指導保育士。

○指導保育士（樋口桂子君） 毎年、大体この10月19日前後で実施しておりますが、これについては、公立園10園は同じ日です。その後の11月中に行われます受け付けは、各園日にちは違うんですね。あと、このときに受け付けをするときに、児童福祉課職員も何名かの四、五人の職員が来てくださいますので、ここで重ならないような日程調整もしております。

あと、10月19日前後はどうしてかということなんですけれども、大体運動会を第2土曜日ぐらいにどこの園も設定します。小学校の運動会だったり、陸上大会をちょっと省いた形になりますと、大体第2土曜日、第3土曜日になるんですね。ここ数年第2土曜日で、その土曜日が雨天の場合、次の週の火曜日、水曜日あたりに大体順延日として持つてくるものですから、子どもたちの気持ちも考えて、少しそこを間あけて、10月19日前後というのが説明会日になるというのがあります。

それで、各園の受付期間としては、11月30日までに行われておりますので、今回栄保育園が11月6日というのは、確かにこの間期間が短かったなというのは感じましたので、その受け付け日を考慮することは今後できるかなと考えております。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 5ページの上段の東部保育園が2年後になくなるのはとてももったいない、とても困る、子どもにとってすごくよい環境の園だし、障がい児クラスができたばかりで今後どうなるのか不安、新しく民間の園をつくるらしいが不安が大きく、2年後に沓掛保育園に殺到するに決まっているとあるんですけども、障がい児クラスについてと、それから公立の保育園に行きたいわという人が多かった場合、受け入れられるのでしょうか、沓掛とか中部とかで。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

加藤児童福祉課長。

○児童福祉課長（加藤育子君） まず、東部保育園が第1号で民営化という形に今回なるんですが、もう皆様も御存じかと思いますが、一応公立園の民営化という形では、4園ほどを目標にしているという豊明市の方向性が出ております。

確かに、公立園から民営化されると、保育の質とか、そういったところで大丈夫かとか、当然そういった心配等の声も出てくるかと思しますので、この件については、一応32年度オープンということで、今、計画を進めているところですが、31年度中、1年間をかけて民間園に引き継ぐような形で、スタッフ体制であるだとか、そういった体制も十分にとりながら、また、保護者へのほうにも丁寧に説明をしていきながらということで配慮していきたいというふうに考えております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 藤井健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井和久君） 2年後に沓掛保育園とか中部保育園で受けれるのかという御質問ですけれども、そういう希望になれば、当然、点数の高い方から受け入れということになるので、全員受け入れるかどうかはわかりません、現状ではわかりません。

あと、障がい児クラスに関しましては、現在東部保育園で行っているものを青い鳥保育園のほうに移す予定です。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 2ページの一番下の方ですけど、上の子が3歳未満で、下の子が生まれた場合、育休に入るなら預けてる上の子を退園させなければいけないという、いわゆる育休退園問題のことが書いてあるわけですけど、ほかにもこの問題を指摘する記述というの

は多く見られます。2015年に埼玉県所沢市で、これ、訴訟にもなって、結局退園しなくてもよくなったということがありましたけど、当市においてはこのいわゆる3歳未満の場合には上の子が預けていたとしても、それは育休に入ったら退園しなければいけないということは今でも行っているということでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

加藤児童福祉課長。

○児童福祉課長（加藤育子君） 以前は、3歳以上でも下の子が生まれた場合は退園という形をとったようですが、最近は3歳以上については退園しなくてもいいという形になっております。ただ、3歳未満児については、御存じのとおり非常に待機児童が多いというのが実態でして、とりあえず、育休に入っている間については、そういったニーズがあるのはわかりますが、待機児童の方を少しでも拾うという形で一時退園をしていただいているというのが現状です。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 そうすると、この退園を免れようと思うと、下の子が産休あけ、つまり例えば生後2カ月で職場に復帰しますと、育休に入りませんということであれば免れると思うんですけど、ただ、その時点で生後2カ月の子を預けることはできないですね。ということは、もう育休に入る以外、もしくは認可外に預けるとかということしかもう道はないということになりますか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

樋口指導保育士。

○指導保育士（樋口桂子君） 就労証明を出していただくのに、もちろんお仕事はそうなんですが、産前、産後の8週、8週で保育園は認められておりますので、2カ月までは仕事をされていなくて、おうちでみえても大丈夫なんです。なので、それ以降で入所していただくという形になりますが。なので2カ月。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 確認ですけども、たしか公立保育園は4カ月以上だったと思うんですけど、普通の私立の認可保育園がたしか2カ月、8週ぐらいから見れるんじゃないかなと思うんですけど、たしかそうだったかと思うんですが、確認です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

樋口指導保育士。

○指導保育士（樋口桂子君） 産休あけというところで、唐竹保育園が2カ月から行っております。私立です。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 預かることはできるけど、実際には現在のような待機児童が出ているような状態だと、恐らく申し込んでも認可保育所は無理という状態に、多分恐らくになりますよね。だから、例えば上の子を預かっている、その状態で退園しなければいけないから、この子は優先的に預かろうというような、そういう配慮というのはあるんですか。下の子を入れようとしたときに。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

樋口指導保育士。

○指導保育士（樋口桂子君） そこに加点というような優先順位はありません。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 この育休退園の取りやめをする自治体も、ちょっとこれはかわいそうだということでやめる自治体もどんどん出てきてはいるんですけど、周辺自治体の状況というのは把握してますか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

加藤児童福祉課長。

○児童福祉課長（加藤育子君） 全部把握しているわけではないですが、一番近いところでは名古屋市は退園しなくてもいいというふうには伺っております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 3ページに入りますが、3歳児の4番目の方ですけど、4人の子どもが全てばらばらでお迎えが大変だという、この方が典型ですけど、ほかにも朝早くから預かってほしいとか、夜遅くまで預かってほしいという声もあるんですけど、こういう方々の問題を解決するのに送迎保育ステーションという手はあるわけですけど、それは今まで一般質問もしてきましたけど、検討状況というのは何か進んでいるものはありますか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

藤井健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井和久君） 今のところは、まず、待機児童対策の解消ということで、そちらを優先的に今、やっていますので、今言ったステーションの関係は具体的にはちょっと動いてません。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 3ページ目のインターネットの真ん中の点のところ、これも気になるんですが、苦勞をしたということではないですが、家から近い園を幾つか回って、それぞれの特徴を聞いてきましたと。保育園ごとのパンフレットなど、市役所にもありますが、同じ体裁、同じ目線の総合パンフレットがあればということが書いてあります。

この辺は、多分、周知のこと、ほかの部分もそうですが、周知、今の方は、インターネットやスマホで若い方は見る傾向があるんですが、園の案内もどちらかというところ、インターネット上も同じようなつくりとなっているんですが、この辺はこういう意見が出てるけど、何か改善しようとか、何が考える余地はあるんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

藤井健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井和久君） このことも私、直接聞いてみたんですけども、人それぞれ受けとめ方も違いますし、どちらかというところやっぱり各園ごとの個性を知るには、パンフレットとかインターネットの情報よりも、正直言って、やっぱり現場へ行って見てもらったほうが、雰囲気だとか園の特徴はつかめるのかなと。まあ、この方はこういう言い方をしてるので、一度検討はしますけれども、じゃ、総合パンフレットでそれぞれの園の特徴を上手に相手にきちっと伝えることは本当に難しいと思うんですけど、だから、今は各園ごとにパンフレットを置いてという状況にしていますが、一度検討はしてみますけども、そんなように市としては考えております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 早川委員。

○早川直彦委員 逆にこの方は家から近い園を幾つか回ってって、逆にすごいなというふうに、積極的に回っている、逆にこういうことをしていいのかなって、回っていいのかなって、ママ友の中で、近所で、ここに行ってるよという情報収集があれば多分わかると思

うんですけど、なかなかそういう機会がないと行ってもいいものなのか、そういう部分というのもあると思うんですけど、そういう相談というのは入るんですかね。どうしたらいいとか園を見てみたいとか、そういう要望というものはあるんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

樋口指導保育士。

○指導保育士（樋口桂子君） 今、公立園10園の中に支援センターが3園ありますが、それ以外のところで子育てルームというのを行っております。月1回、火曜日に行っているんですが、そこでももちろん相談も聞きますし、そこで場所を提供して遊びの1時間という時間は設けております。

それと、園独自のパンフレットはもちろんあるんですが、そのほかに、あとインターネットで、ホームページのほうで地図を今回入れておりますので、どこの保育園がどこに位置しているかというのは、そこを一目見ていただければわかるようにはなっておりますし、あと各園の住所、電話番号も入っておりますので、そちらを見ていただけるとわかるかとは思いますが、

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 4ページの3歳児の一番下の方ですけど、18時半までだと定時に働けないということで、例えば19時まで預けられる園もありますよね。そこだったら預けられるんですけども、そこがあいてないということで待機児童になった場合というのは、それは潜在的待機児童という扱いになるんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

加藤児童福祉課長。

○児童福祉課長（加藤育子君） 園をこちらが指定した、19時までの保育園のどこかでという指定して、もしそれがかなわなかったら入園できないというふうになってしまうと、カウント的には確かに潜在的になってしまうというのが、今、実態になります。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 4ページの3カ月児の下から2番目です。市内全保育園で一時保育をしてほしいということですけど、一時保育園ができるのは、今、1園だけだったかなと思うんですけど、その確認と、あと全園でという希望なんですけど、現実的にはそれは可能なことなのかどうか確認をしたいと思います。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

樋口指導保育士。

○指導保育士（樋口桂子君） 現状、今、内山保育園1園のみで行っております。この方が言われる一時保育というのが、リフレッシュ保育の私的理由なのか、非定型の一時保育なのかちょっとわからないんですけど、月3回ほどというのは多分リフレッシュ保育のことを言われてるかと思います。今、内山保育園に在園しているお子さんの保育士プラス一時保育、リフレッシュ保育の対応する職員が2名配置しております。1日5名までという形でお受けしているんですが、リフレッシュ保育というのは月1日なものですから、子どもさんがなれなくて、登園してきても泣いている状態で、1人の保育士がかかりっきりになってしまうという、そういうことを聞いております。それを各園で、じゃ、どのように行えるかという、やはり保育士確保のこともありますし、あと保育室の面積のこともありますので、今のところ内山保育園かとは思ってはいるんですが、公立園だけではなく、私立保育園とか民間園にお願いできるようになれば、ちょっと解消できるかなとは思っています。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 今のに関連して、1歳6カ月児の真ん中よりやや、下から4番目ですか、リフレッシュ休暇を利用していますがなれることができないようだという、多分同じことだと思うんですが、なれない子には利用しにくいことって、結構こういう方が現状として多いんでしょうか。ちょっとこれ、私、わからないです。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

樋口指導保育士。

○指導保育士（樋口桂子君） この2時間半というのが大体登園から給食前だと思うんですね。お子さんの状況を聞いて、もちろん進めてはいるんですけど、初回は2時間半ほどで、給食前ぐらいでお願いしたいということは現場のほうでは聞いております。というのは、1日、例えばお母さんの希望される16時までとすると、その子が御飯も食べずに、昼寝もできずという状態で預かることが今までも多々あったということで、そんな解消方法として、初回は2時間半とさせていただいております。ただ、このお子さんについては、6回利用したけれどもそういう状況だったということは、ちょっとなれなかったのが、現場のほうはそういうふうに対応したのかなということ。申しわけありません。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 4ページの下から2番目の方ですけど、ならし保育が必要な時期は就労開始日以前でも通園できるように、今、なってないということですか。先ほどの話だとできるようにも思うんですけど、就労を始めてしまったら、ならし保育どころか1日中預けなきゃいけなくなると思うんですけど、こういう指摘が来ているということはどういう事態が考えられますか。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

樋口指導保育士。

○指導保育士（樋口桂子君） 4月1日に入園するお子さんについては、保護者さんが例えばもうちょっと先の就労開始日でしたら、もちろんならし保育はやっております。お母さんがお休みでも、ならし保育はお受けしてます。ただ、途中入所のお子さん、5月1日入所、6月1日入所のお子さんについては、在籍が5月1日からになるものですから、4月中にならし保育とって保育は預からないんです。ただ、親子でお母さんと一緒に遊びに来てくださいという、そんなならしはやっております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 5ページの2歳3カ月児の下から3番目ですけど、お盆とお正月に給食がないということですけど、これは現実にはどういう通園状態になっていて、給食との関係はどういうふうになっているのか、ちょっとよくわからなかったのでお願いします。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

樋口指導保育士。

○指導保育士（樋口桂子君） 今、現在、年にこの2回、この2日をお弁当日とさせていただいております。その理由という、一番子どもたちが人数の把握ができない日にちはあります。お母様方から希望日を聞いて、出欠の希望を聞くんですけども、この2日間はどうしてもその人数からかなりの差が出るものですから、それもあるんですが、確かにお仕事をされている保護者さんにとっては、これは負担なことだと思い、また検討する事項ではあるかと思うんですが、人数的に一番少ないのが1月4日です。ゼロ歳から5歳がいる保育園でも合同保育ができるほどの、職員が2人ぐらいの体制でできるようなのが1月4日です。8月15日については、お仕事の内容によっては、もちろんお仕事をされている人も多いものですから、そこまで、1月4日ほどは少なくなることはありません。

市場の関係だったり、1月4日は市場がそれまでお休みでなかなか食材が届かないということも考えられるんですけど、市場のことも考えて、例えば台風時に対応している非常食等もありますので、それだったり、あと簡易的な給食を用意するとか、そういう形はとれるかとは思いますが、ただ、先ほど申しましたように人数の把握が難しいものですから、食品ロスということも考えなくてはいけないことかなと思っております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 確認ですけど、年に2回でしたっけ、お弁当。何か3回ぐらいやっておったような記憶が。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

樋口指導保育士。

○指導保育士（樋口桂子君） 失礼しました。3月の卒園式のときも、卒園児が式が終わってそのまま送り出されるという形で、下のお子さんが残られるときはお弁当をお願いしております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤千鶴議員） これにて質疑を終了いたします。

長時間にわたり御審査、御苦労さまでした。これにて福祉文教委員会を閉会いたします。

午後3時46分閉会